

# 平成 30 年 2 月市議会 教育厚生委員会資料

## 第 9 号議案 平成 30 年度長崎市一般会計予算

目 次	説明書記載頁
子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開……………	P 1 (一)
<b>【2款 総務費】</b>	
<b>【単独】庁舎等施設整備事業費</b>	
施設改修ほか(2.1.6)……………	P 2 ~ 9 (P 118 ~ 119)
<b>【3款 民生費】</b>	
<b>新規</b> 子ども・子育て支援事業計画策定費(3.2.1)……………	P 10 ~ 11 (P 168 ~ 169)
<b>拡大</b> 子育て応援情報発信費(3.2.1)……………	P 12 ~ 13 (P 168 ~ 169)
<b>拡大</b> 子ども医療対策費(3.2.1)……………	P 14 ~ 15 (P 170 ~ 171)
<b>拡大</b> 子育て支援センター運営費(運営費補助金分)(3.2.1)……………	P 16 ~ 20 (P 170 ~ 171)
<b>新規</b> 子育て支援センター運営費(発達障害支援分)(3.2.1)……………	P 21 ~ 25 (P 170 ~ 171)
放課後児童健全育成費(3.2.1)……………	P 26 ~ 30 (P 170 ~ 171)
放課後子ども教室推進費(3.2.1)……………	P 31 ~ 33 (P 170 ~ 171)
<b>【補助】児童福祉等施設整備事業費</b>	
子育て支援センター(3.2.1)……………	P 34 ~ 35 (P 172 ~ 173)
<b>【補助】児童福祉等施設整備事業費</b>	
放課後児童クラブ(3.2.1)……………	P 36 ~ 42 (P 172 ~ 173)
<b>【補助】児童福祉施設整備事業費補助金</b>	
民間保育所(3.2.1)……………	P 43 ~ 66 (P 172 ~ 173)
民間認定こども園(3.2.1)……………	P 43 ~ 66 (P 172 ~ 173)
平成 30 年度当初予算における就学前児童施設別体系図……………	P 67 (一)
<b>民間保育所等施設型給付費</b>	
保育所(3.2.2)……………	P 68 ~ 73 (P 172 ~ 173)
<b>拡大</b> 認定こども園(3.2.2)……………	P 68 ~ 73 (P 172 ~ 173)
<b>拡大</b> 幼稚園(3.2.2)……………	P 68 ~ 73 (P 172 ~ 173)
<b>【単独】児童福祉施設整備事業費</b>	
市立認定こども園(3.2.4)……………	P 74 ~ 75 (P 174 ~ 175)
<b>【3款 民生費・4款 衛生費(子育てワンストップサービス関連)】</b>	
<b>拡大</b> 児童手当事務費(3.2.1)……………	P 76 ~ 78 (P 172 ~ 173)
児童福祉総務費事務費(3.2.1)……………	P 76 ~ 78 (P 172 ~ 173)
保健衛生総務費事務費(4.1.1)……………	P 76 ~ 78 (P 188 ~ 189)
<b>【4款 衛生費】</b>	
妊産婦健康診査費(4.1.3)……………	P 79 ~ 80 (P 190 ~ 191)
<b>拡大</b> 産前産後支援事業費(4.1.3)……………	P 81 ~ 83 (P 190 ~ 191)
<b>【10款 教育費】</b>	
<b>拡大</b> 私立幼稚園就園奨励費補助金(10.5.2)……………	P 84 ~ 86 (P 294 ~ 295)





# 子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開 (H30年度当初予算)

課題	妊娠	妊婦	乳児 (0歳)	幼児 (1歳)	3歳	6歳	小学生 (9歳)	12歳	中学生 (15歳)	高校生 (18歳)	解決のための取組み	
経済的な不安・負担			児童手当費 児童扶養手当費 特別児童扶養手当費	子ども医療対策費 入院(乳幼児~中学生) 通院(乳幼児~小学生)					<b>【拡大】中学生まで</b>		<b>新規・拡大事業</b> 子ども医療対策費(中学生の通院まで拡大)	
心理的な不安・負担			子育て応援情報発信費( <b>【拡大】</b> 子育て応援情報サイト「イーカオ」、子育てガイドブック)	子育て総合相談費 児童虐待防止対策費 子どもを守る取組推進費							<b>新規・拡大事業</b> 子育て応援情報発信費(「イーカオ」リニューアル) 子育て支援センター運営費(補助金限度額改定) 子育て支援センター運営費(発達障害支援)	
子育てと仕事の両立の難しさ			地域親子のふれあい支援費(お遊び教室)	認定こども園 <b>【拡大】施設型給付費(認定こども園)</b> 認定こども園移行支援費補助金 児童福祉施設整備事業費補助金(認定こども園)	保育所 施設型給付費(保育所) 民間保育所等運営費補助金 特定教育・保育施設等実施事業費補助金 一時預かり費補助金 児童福祉施設整備事業費補助金(保育所)	放課後児童クラブ 放課後児童健全育成費 児童福祉等施設整備事業費(放課後児童クラブ)	幼稚園 私立幼稚園振興費補助金 <b>【拡大】私立幼稚園就園奨励費補助金</b> 私立幼稚園預かり保育促進費補助金 <b>【拡大】施設型給付費(幼稚園)</b>	放課後子ども教室 放課後子ども教室推進費	家庭的保育事業等 地域型保育給付費(小規模保育事業)	その他 病児・病後児保育費 幼稚園在園児対象型一時預かり費補助金(※保育所除く)	<b>新規・拡大事業</b> 施設型給付費(認定こども園) 私立幼稚園就園奨励費補助金 施設型給付費(幼稚園)	
妊娠・出産、母子の健康への不安	特定不妊治療助成費	母子健康手帳交付費	妊産婦健康診査費 <b>【拡大】乳幼児、1歳6か月児、3歳児健康診査費</b>	<b>【拡大】産前産後支援事業費</b>	助産施設入所費 乳児家庭全戸訪問費	未熟児養育医療費 わくわく歯みがき推進費	養育支援訪問費	母子保健訪問指導費	身体障害児育成医療費 小児むし歯予防費	軽中度難聴児補聴器購入費補助金 定期予防接種費	小児慢性特定疾病医療費	<b>新規・拡大事業</b> 乳幼児健康診査費(新生児聴覚検査) 産前産後支援事業費
その他			赤ちゃんの駅推進費	母子父子自立支援プログラム策定費 ひとり親家庭等自立促進センター費	ひとり親家庭自立支援助成費	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費(特別会計)	児童扶養手当費 ひとり親家庭・寡婦医療対策費	ひとり親家庭等日常生活支援費	白菊寮運営費	子どもを守るネットワーク推進費 子ども会等育成推進費	青少年健全育成活動費補助金	少年センター相談・補導活動費



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
118～ 119	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	4-1	【単独】庁舎等施設整備事業費 施設改修ほか	千円 135,400 (こども部所管分) 15,600

### 1 概要

現在、三和地域センター東側駐車場敷地を民間に貸付け、平成30年4月1日の開園を目指し、民間保育所を建設中である。

その敷地に埋設されている地下水の排水管が、保育所の建設工事(杭工事)において塞がれた状態になっているため、代替の排水管整備(本復旧工事)が必要になることから、排水管整備に係る設計等を行うものである。

### 2 事業内容

- (1) 排水管本復旧設計業務委託 15,000千円
- (2) 排水ポンプに係る維持管理 600千円

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国支出金	県支出金	地方債(※)	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
15,600	—	—	13,500	—	2,100

※ 起債充当率 公共施設最適化事業債 90% (対象経費:設計業務委託)

### 4 これまでの対応状況

#### (1) 調査業務

- ア 委託料 9,936,000円(予備費充用)
- イ 履行期間 平成29年11月2日から平成30年3月15日まで
- ウ 業務内容 埋設物調査、ボーリング調査4箇所、復旧工法比較検討、水位計設置3基、解析等調査報告書作成

#### (2) 応急対策工事(地下水の排水)

- ア 工事費 6,795,360円(予備費充用)
- イ 履行期間 平成30年1月30日から平成30年3月20日まで
- ウ 業務内容 釜場排水工1箇所(直径3mの釜場設置)、水替工(排水ポンプ設置)



## 5 スケジュール(参考)

年 月		平成29年度					平成30年度											平成31年度				
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
調査業務	埋設物調査	↔																				
	ボーリング調査	↔																				
	復旧工法比較検討		↔																			
	解析等調査報告書作成		↔																			
応急工事対策	釜場排水工(地下水の排水)			↔		↔																
本復旧工事	詳細設計					↔																
	排水対策工(予定)												↔									

## 6 調査の状況(現時点での見解)

- (1) 周辺の雨水は、直接地下の排水管には接続していない。
- (2) 地下の排水管は、地下水の排除のために施工されていた。
- (3) 平成4年(旧三和町役場の建設前)時点の地下水位は、地表から10m程度と低い位置にあった。
- (4) 平成6年に旧三和町役場を建設した際、杭の施工によって地下ダムのような機能を持ち、地下水を排水しにくくなった。ただし、地下の排水管が、地下水の排水機能を持っていた。  
地下の排水管の能力について、現時点では不明のため、釜場排水が完成した時点で想定する。
- (5) 平成29年の保育所建設の際、杭の施工によって地下ダムの機能を持つようになった(三和地域センター庁舎とあわせ二重の地下ダム)。  
地下の排水管を閉塞したことで、地下水を排水する機能を失った。
- (6) 平成30年2月時点の地下水は、地表から2.5m程度と高い位置にある。雨が降らなくても水位はあまり下がらない。



### 3 南総合事務所周辺における出水への対応について (報告)

#### (1) 概要

平成 29 年 8 月 22 日及び平成 29 年 9 月 27 日に、南総合事務所敷地内及び国道 499 号 (栄上交差点) の道路継ぎ目から出水が確認され、道路端に一部陥没が見られた。

【平成 29 年 10 月 3 日 現地調査】

- ①漏水ではない。
- ②道路脇側溝の排水不良による水漏れではない。(赤い色粉による水の流れ確認)
- ③南総合事務所東側駐車場の地下に埋設してある旧水路は旧法務局側へ移し替えられ、登記上廃止されているが、旧水路よりも高い場所にあるため、北側の地下水が移し変えられた方へ流れ込むとは考えられない。(旧水路が北側の地下水等処理していた可能性がある。)

上記を把握できたものの、原因の特定には至っていないことから、原因を特定するための調査を行うとともに、応急的な対策を行う。

#### (2) 経緯

##### ①想定される原因

##### ア 保育所建設工事

- ・旧三和地区の 3 つの公立保育所を廃止し、南総合事務所東側駐車場敷地を貸付け、平成 30 年 4 月 1 日開園を目指して民間において建設中。
- ・平成 29 年 8 月 5 日 杭工事を行っている際に、旧水路 (ヒューム管) に干渉した。
- ・干渉した際に予定していた工法 (コンクリート注入による凝固方法) により、地下に埋設しているヒューム管を貫通させて杭打ちを行った。
- ・これにより、用水路が塞がれた状態になっている。

##### イ 用水路について

- ・埋設されている用水路は、移し替えを行っており、登記上廃止されている。
- ・長崎市の認識としては、用水路として廃止されていることから、杭打ち工事で干渉した場合は、園舎への影響を考慮した施工を依頼。
- ・設計業者は、用水路を塞ぐことにより貸付敷地以外での影響を懸念していたが、それに対して長崎市として対応を行っていなかった。

#### (3) 今後の対応

現在、原因の特定はできていないが、移し替え後の用水路の高さや水の流れ込みの状況から、旧用水路を塞いだことが原因の可能性があり、地盤沈下の危険性 (陥没事故など) もあることから、次の対応を図る。

##### ①原因を特定するための調査

##### ア 南総合事務所内排水施設調査業務委託

- ・委託料 : 9,936,000 円 (予備費充用)
- ・履行期間 : 平成 29 年 11 月 2 日から平成 30 年 3 月 15 日まで
- ・業務内容 : ボーリング調査 4 箇所、水位計設置 3 基、埋設物調査、復旧工法比較検討



②応急的な対策（地下水の排水）

③抜本的な対策（用水路の代替等）

年月	平成29年度					平成30年度												平成31年度			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
① 調査業務	埋設物調査	↔																			
	ボーリング調査	↔																			
	復旧工法比較検討		↔																		
	解析等調査報告書作成		↔																		
② 応急対策 工事	釜場排水工		↔ 工事																		
						↔ 排水															
③ 本復旧工事 (予定)	詳細設計					↔															
	排水対策工											↔									



南総合事務所周辺におけるにおける出水等の状況写真

①国道出水箇所（平成29年8月22日）



①国道出水箇所（平成29年9月27日）



南総合事務所周辺におけるにおける出水等の状況写真

①国道出水箇所の陥没（平成29年9月28日）



①振興局による補修工事（平成29年9月30日）





南総合事務所周辺におけるにおける出水等の状況写真

②庁舎側面の出水



南総合事務所周辺におけるにおける出水等の状況写真

④旧水路干渉箇所



③北側の地下水



⑤旧水路（大川への出口）



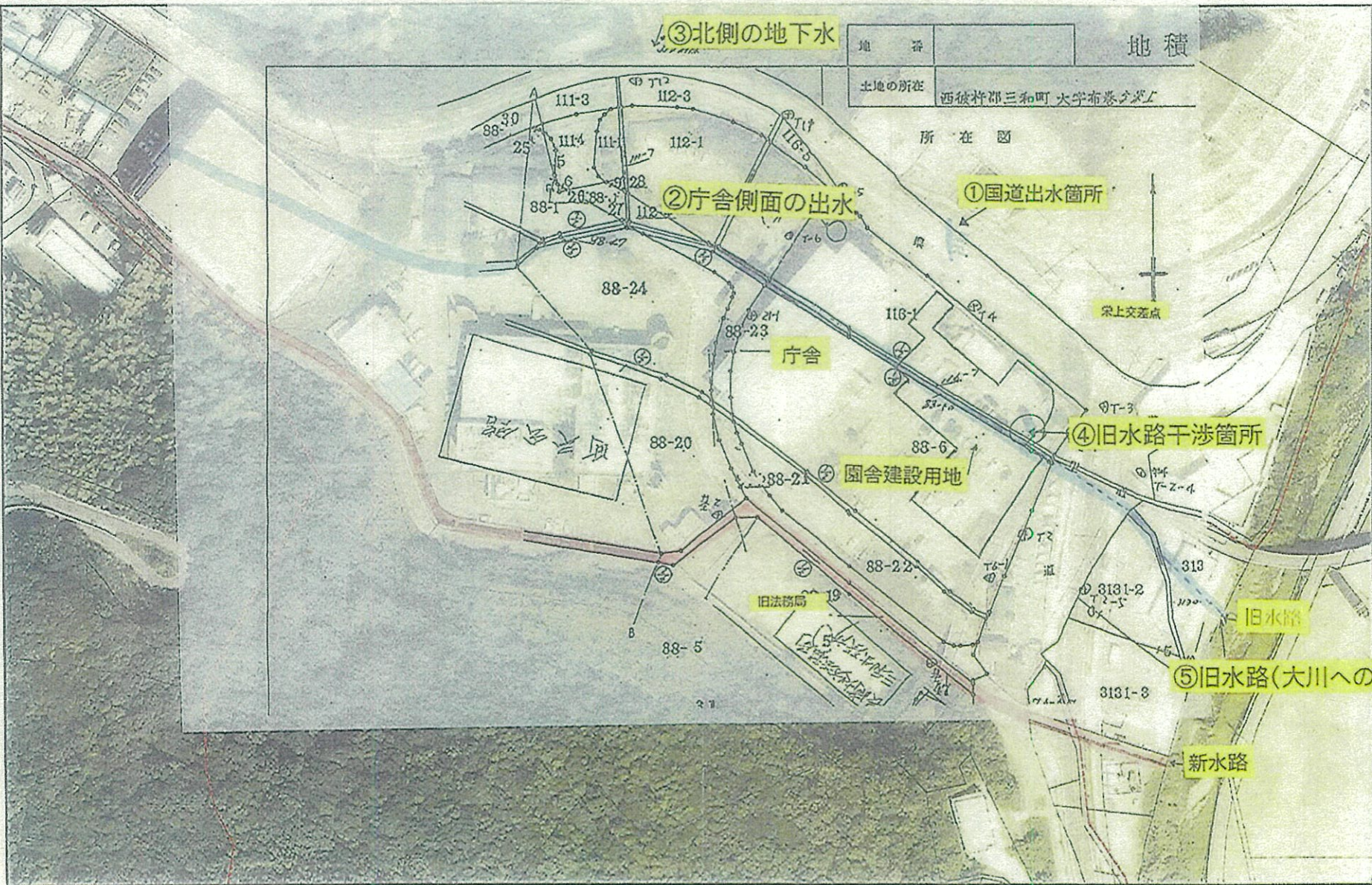


旧水路  
新水路

③北側の地下水

地番	地積
土地の所在	西彼杵郡三和町 大字布巻ダダ

所在図

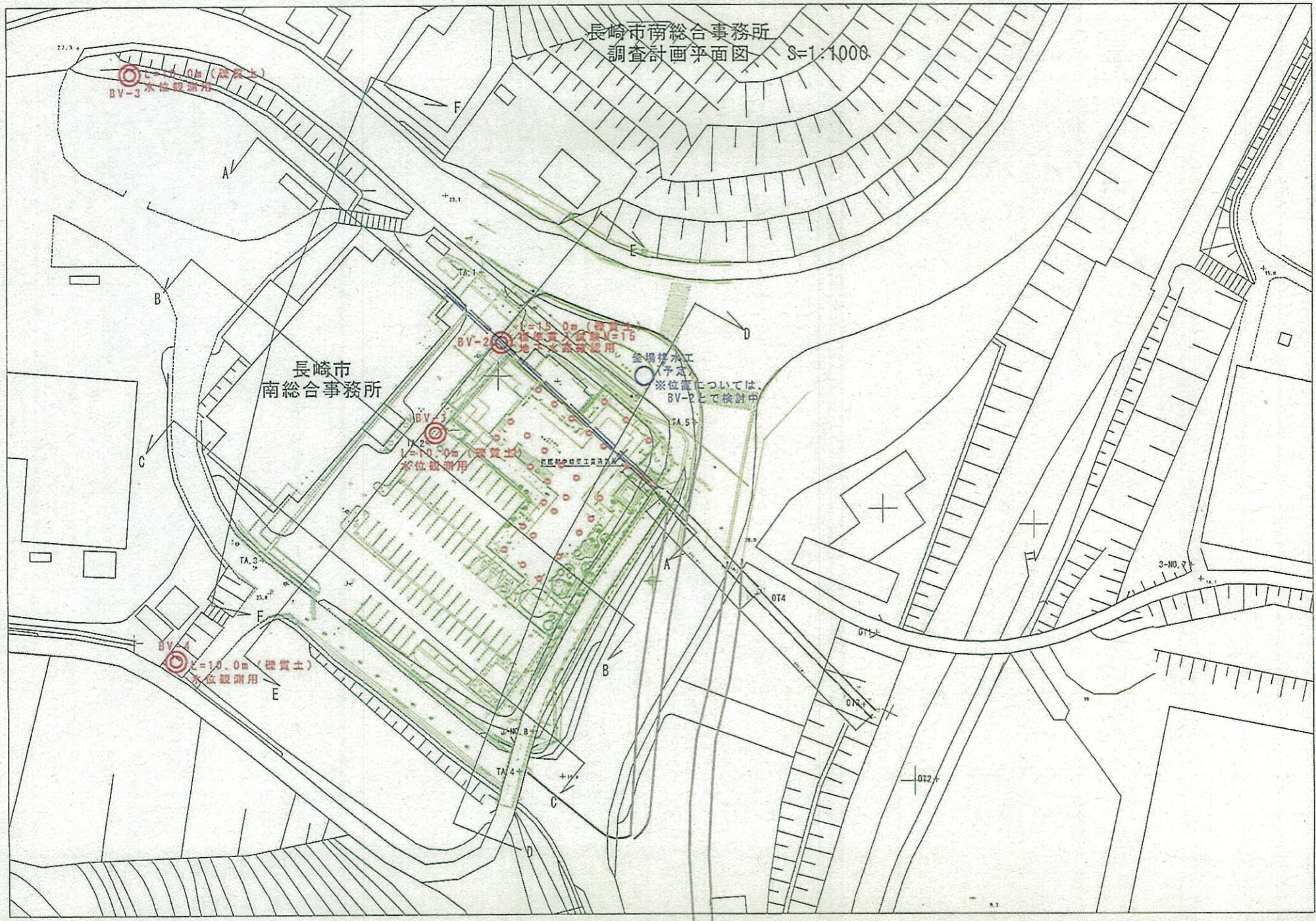


1:1000

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



長崎市南総合事務所  
調査計画平面図 S=1:1000





予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
168～ 169	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	3-1	子ども・子育て支援事業計画 策定費	千円 5,934

## 1 概 要

子ども・子育て支援法に基づき策定した「長崎市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：H27～H31）が、平成31年度をもって計画期間満了となることに伴い、第2期計画（計画期間：H32～H36）を策定する（事業期間：H30～H31）。

平成30年度は、幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育と、延長保育事業などの子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望等を把握するため、アンケートによるニーズ調査を実施し、需要量（量の見込み）の推計を行う。

## 2 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく5年を1期とする法定計画であり、計画的に子ども・子育て支援の充実を図るため、計画期間の年度ごとに、教育や保育、地域の子ども・子育て支援事業に関する需要量（量の見込み）と供給量（確保策）を定めるもの。

### (1) 必須記載事項

- |   |
|---|
| ア 区域に関する事項<br>イ 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需要量（量の見込み）と供給量（確保策）に関する事項<br>ウ 教育・保育の一体的提供及び推進に関する事項 |
|---|

### (2) 任意記載事項

- |  |
|--|
| ア 産休・育休後の教育・保育の円滑な利用に関する事項<br>イ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する事項<br>ウ 労働者の職業生活と家庭生活との両立に関する事項 |
|--|

## 3 事業内容（平成30年度実施分）

### (1) ニーズ調査

①調査対象：就学前児童及び小学生の保護者

#### ②調査内容

- ・居住区域（小学校区）、子どもの数
- ・保護者の就労状況、平均的な帰宅時間、子育てに関する相談先の有無
- ・幼稚園や保育所、認定こども園等の利用状況、今後の利用希望
- ・延長保育事業や子育て支援センター等の地域子ども・子育て支援サービスの利用状況、今後の利用希望
- ・放課後の過ごし方や放課後児童クラブ等の利用状況、今後の利用希望
- ・育児休業や短時間勤務など職場の両立支援制度の有無、利用状況 など



③調査数量等

	就学前児童調査	小学生調査
調査数量（発送数）	7,000部	3,000部
抽出方法	小学校区別及び歳児別に、住民基本台帳から無作為抽出	全ての小学校に対して児童数に応じて按分
実施方法	郵送による配布・回収	小学校を通じて配布・回収
想定回収率	50%	90%

(2) 調査結果の集計

回収した調査票は、教育・保育提供区域ごとに集計ができるように、居住区域ごと（小学校区ごと）に集計する。（自由記述集計含む。）

(3) 子育て家庭、子育て支援団体へのヒアリング

子育て家庭が置かれている状況や子育て支援団体の活動実態、課題等を把握するため、子育て中の保護者や子育て支援団体にヒアリングを実施する。

(4) 需要量（量の見込み）の推計

調査結果に基づいて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の今後の需要量（量の見込み）を推計する。

4 経費内訳

(1) 需用費 111千円

アンケート用宛名ラベル等消耗品費、返信用封筒の印刷製本費

(2) 役務費 1,523千円

アンケート発送・回収に伴う郵送料

(3) 委託料 4,300千円

調査票の印刷及び封入・封緘、調査結果集計、量の見込み算出などニーズ調査委託料

5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
5,934	—	—	—	—	5,934

【参考】 計画策定までのスケジュール

事項	平成30年度												平成31年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H29進捗状況の把握	■	■	■	■																				
ニーズ調査の内容 実施方法の検討				■	■	■	■	■																
ニーズ調査実施 ヒアリング実施								■	■	■														
調査結果集計 需要量推計										■	■	■												
理念・施策体系検討													■	■	■	■	■							
計画構成・素案検討																	■	■	■	■				
パブリックコメント実施 計画素案の調整																						■	■	
計画策定・公表																								■



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
168～ 169	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	3-2	子育て応援情報発信費	千円 4,345

## 1 概要

子育て家庭が必要とする情報については、子育て応援情報サイト「イーカオ」（ホームページ）及び「子育てガイドブック」（冊子）により、情報発信を行っている。

子どもや子育てに関する情報をよりわかりやすく提供するため、子育て応援情報サイト「イーカオ」のリニューアルを行うとともに、最新情報を掲載した「子育てガイドブック」の改訂版を作成する。

## 2 事業内容

### (1) 子育て応援情報サイト「イーカオ」のリニューアル

#### ア リニューアルの目的

##### (ア) スマートフォン・タブレットへの対応

平成23年4月に開設した「イーカオ」は、スマートフォンやタブレットからの閲覧に対応しておらず、文字が小さかったり、一部閲覧できない情報があったりするため、これに対応できるようにする。

《参考》「イーカオ」閲覧に使用されている端末ごと訪問数（単位：回、%）

年度	パソコン		携帯電話・スマートフォン		タブレット		合計
	訪問数	割合	訪問数	割合	訪問数	割合	訪問数
H23	55,393	98.73	314	0.56	398	0.71	56,105
H28	43,137	23.92	130,159	72.17	7,060	3.91	180,356

#### (イ) 必要な情報を探しやすくする

現在の「イーカオ」が使いにくいという利用者の声もあるため、レイアウト等の変更を行うことで、より閲覧しやすくなるようにする。

《参考》子育て支援アンケート（H29.9～10月実施）の回答より抜粋

#### 問 イーカオを不満に感じる理由

- ・ 欲しい情報を探しづらい。
- ・ 必要な情報を検索しにくい。
- ・ もう少し見やすくなるといいなと思う。
- ・ 直感的に使いにくい。
- ・ 知りたい情報にたどり着けない。

## イ 経費内訳

(ア) リニューアルにかかる委託料	3,041千円
(イ) ホームページ等運用管理委託料	499千円
(ウ) その他事務費（ドメイン更新手数料等）	200千円
合計	3,740千円



### ウ スケジュール

時 期	内 容
H30. 4～5 月	リニューアルに関する子育て世帯からの意見の収集
H30. 6 月～	委託事業者の公募
H30. 8～9 月	委託事業者の特定・契約締結
H30. 9～12 月	ホームページ作成
H31. 1 月予定	リニューアル後、ホームページ稼動

### (2) 子育てガイドブックの改定版の作成

#### ア 改訂の内容

妊婦や子育て家庭への助成や支援制度、幼稚園・保育所・放課後児童クラブなど、子育てに関する情報を市民向けに掲載している「子育てガイドブック」（冊子）について、最新の情報にするための改訂版を作成する。

#### イ 経費内訳

(ア) ガイドブック印刷 (4,800 冊)	540 千円
(イ) 印刷データ製作委託料	65 千円
合計	605 千円

#### ウ 配布場所

母子健康手帳交付窓口（こども健康課・各地域センター）、  
転入等手続き窓口（各地域センター）、  
子育て支援センター、児童館・児童センター など

### 3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳			
	国庫支出金	県支出金	その他（※）	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
4,345	—	—	3,646	699

※長崎市こども基金

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
170～ 171	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	3-8	子ども医療対策費	千円 903,640

## 1 概 要

子どもの健康保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の一部を助成しているが、現在、小学校卒業までの児童を対象としている通院に要する医療費の助成対象を中学校卒業までの児童に拡大し、さらなる子育て支援の充実を図る。

## 2 事業内容

### (1) 助成制度

区 分	現 行	拡大後
対 象 者	通院：小学校卒業までの児童	<u>通院：中学校卒業までの児童</u> (平成30年10月1日から)
	入院：中学校卒業までの児童	変更なし
保護者負担額	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 (調剤薬局は保護者負担なし)	変更なし
所得制限	なし	変更なし
支給方法	現物給付	変更なし

### (2) 対象者数の見込み

区 分	乳幼児・小学生	中学生	計
対象者数	約 40,000 人	約 10,600 人	約 50,600 人

### (3) 事業費内訳

(単位：千円)

区 分	予算額	うち拡大分	内 容
扶助費	850,948	46,910	医療費助成に係る扶助費 (うち拡大分は、中学生通院に係る 4か月分の金額)
委託料	43,471	7,178	審査支払手数料・システム改修費等
賃金等	2,880	1,550	臨時職員賃金・雇用保険料
需用費等	6,341	2,699	福祉医療費受給者証印刷製本費・郵送料等
計	903,640	58,337	



《扶助費の内訳》

(単位:千円)

区 分		現行制度分			拡大分	計
		乳幼児 [入院・通院]	小学生 [入院・通院]	中学生 [入院]	中学生[通院] ( )内は年間べ ースの見込額	
扶助費		419,483	363,553	21,002	46,910 (140,729)	850,948 (944,767)
内 訳	県支出金※	209,741	—	—	—	209,741
	一般財源	209,742	363,553	21,002	46,910 (140,729)	641,207 (735,026)

※ 県補助率：扶助費の1/2（ただし、対象は乳幼児まで）

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	※県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
903,640	—	220,156	—	4	683,480

※県補助率：扶助費・審査支払手数料の1/2（ただし、対象は乳幼児まで）



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
170～ 171	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	6-1	子育て支援センター 運営費 (うち既存子育て支援 センターに係る運営費 補助金)	千円 52,129 (46,554)

## 1 概 要

子育て支援センターの運営団体に交付している「長崎市子育て支援センター運営費補助金」について、子育て支援センターの適正かつ安定した運営を図り、地域の子育て支援機能の更なる充実に資するため、当該補助金の限度額を改定しようとするもの。

## 2 補助事業の内容

### (1) 子育て支援センターの運営

子育て支援センターは、児童福祉法に基づく事業（地域子育て支援拠点事業）として設置するものであり、子育て中の保護者の子育ての負担感の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援機能の充実に資することを目的としている。

長崎市における子育て支援センターの運営については、公募により運営団体を選定し、その団体の特色を子育て支援に活かすため、開設当初から、運営団体に対する補助事業として実施している。

### (2) 補助金交付の対象事業

子育て支援センターの運営団体は、次の全ての取り組みを実施することとしている。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

### (3) 補助金の交付

子育て支援センターの運営に要する費用は、利用者から徴収する利用者負担金を主な収入として、収入から運営経費を差し引きし、不足する額について、限度額の範囲内で市から補助金を交付している。

$$\text{収入（主に利用者負担金）} - \text{支出（運営経費）} = \text{不足額}$$



市から補助金を交付（限度額あり）

### 3 運営の現状

#### (1) 支出（運営経費）

運営経費としては、各種講習等の開催に係る講師謝礼金や、光熱水費、人件費等の経費で、人件費については、子育て支援センター開設当初に比べ、最低賃金の上昇に伴い各団体職員の賃金も引き上げられており、支出に占める人件費の割合が高くなってきており、運営経費を圧迫している。

#### ○子育て支援センター運営経費（人件費）の状況

	開設時		H28年度		割合の差 ②-①
	人件費平均	支出に占める割合①	人件費平均	支出に占める割合②	
週6日型 (8か所)	3,220,408円	69.4%	3,574,480円	75.3%	5.9%
週3日型 (2か所)	1,212,060円	78.4%	1,390,849円	86.6%	8.2%

#### (2) 収入

収入は、利用者負担金や預金利息等で、利用者負担金については、利用者のニーズに応じたイベント等の経費の一部に充てるため、利用者から徴収しているが、子育て支援センターを気軽に利用していただけるよう1組あたり100円に設定しており、大幅な収入の増加は見込めない状況である。

#### ○平成28年度 子育て支援センター運営団体収支状況（平均）

※家賃相当分除く

（単位：円）

収 支	6日型	3日型
収 入	4,692,061	1,610,050
市補助金	4,355,000	1,500,000
利用者負担金	309,425	38,650
その他収入	27,636	71,400
支 出	4,692,061	1,610,050
人件費	3,574,480	1,390,849
管理費	1,117,581	219,201



4 補助金限度額の算定

(1) 現行の補助金限度額

区分	限度額	算定根拠
週6日型	4,355千円	平成19年度の「週5日型」の国の補助基準額
週3日型	1,500千円	平成19年度の長崎県補助制度（認定こども園の子育て支援活動事業費補助金）の上限額

(参考) 国の補助基準額

区分	週6~7日型	週5日型	週3~4日型
平成19年度	5,154千円	4,355千円	3,556千円
平成29年度	5,493千円	4,640千円	3,785千円

(2) 算定方法

既存の子育て支援センターの運営実績等を踏まえ、運営に必要な経費を積算し、補助金の限度額を独自に算定する。

区分	運營業務	積算方法	週6日型	週3日型
支出 (運営経費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</li> <li>子育て等に関する相談、援助の実施</li> <li>地域の子育て関連情報の提供</li> <li>子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)</li> <li>施設の維持管理</li> </ul>	①通常開設に伴う人件費(スタッフ2名常駐) 平成26~28年度の年間平均開設日数、開設時間、長崎市臨時職員の保育士時間単価@873円、交通費@270円により積算する。	①通常開設 (@873円×7時間+@270円)×290日×2人 =3,700,980円	①通常開設 (@873円×6時間+@270円)×144日×2人 =1,586,304円
		②講習開催時の利用者増に対応するための人件費 講習の開催時間を2時間として人件費を積算する。	②講習開催時 (@873円×2時間+@270円)×72回×2人 =290,304円	②講習開催時 (@873円×2時間+@270円)×33回×1人 =66,528円
		③講習開催等に伴う講師謝礼金等の経費 謝礼金として長崎市予算編成算定基準の大学職員1時間の単価@5,000円により積算する。	③講習開催に係る経費 @5,000円×72回(実績48回、加算24回) =360,000円	③講習開催に係る経費 @5,000円×33回(実績21回、加算12回) =165,000円
		④光熱水費等の維持管理に係る経費 平成26~28年度の3か年実績額の平均により積算する。 ※「週3日型」の算定においては、平成29年度の「国の補助基準額」の区分「週3~4日型」と「週6~7日型」の比率による。	④維持管理費 1,085,848円	④維持管理費 748,213円
計			5,437,132円	2,566,045円
収入	・利用者負担金	平成26~28年度の年間利用組数の平均により積算する。	310,400円	35,500円
補助金の限度額(支出-収入) ※千円未満切り捨て			5,126,000円	2,530,000円

5 補助金限度額の改定

区分	現行	改定額	増額(改定率)
週6日型	年額 4,355千円	年額 5,126千円	771千円(+18%)
週3日型	年額 1,500千円	年額 2,530千円	1,030千円(+69%)

○予算額(補助金)の比較

区分		平成29年度	平成30年度	増額
週6日型	既存センター(8か所) (家賃相当加算1か所分含む)	35,326千円	41,494千円	6,168千円
週3日型	既存センター(2か所)	3,000千円	5,060千円	2,060千円
合計	(10か所)	38,326千円	46,554千円	8,228千円

6 事業費内訳

・報酬	143千円	(発達障害支援に特化した子育て支援センター新設に係る運営団体選定審査会委員報酬)
・報償費	10千円	(センター職員を対象とした研修会の講師謝礼金)
・旅費	3千円	(会議出席に伴うバス代)
・需用費	2,911千円	(施設の修繕料等うち新設センター分1,174千円)
・委託料	543千円	(設備点検委託料うち新設センター分389千円)
・備品購入費	700千円	(新設センター分)
・補助金	47,819千円	(うち新設センター分1,265千円)
計	52,129千円	(うち新設センター分3,671千円)

7 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金※	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
52,129 (46,554)	16,097 (15,518)	16,097 (15,518)	-	148	19,787 (15,518)

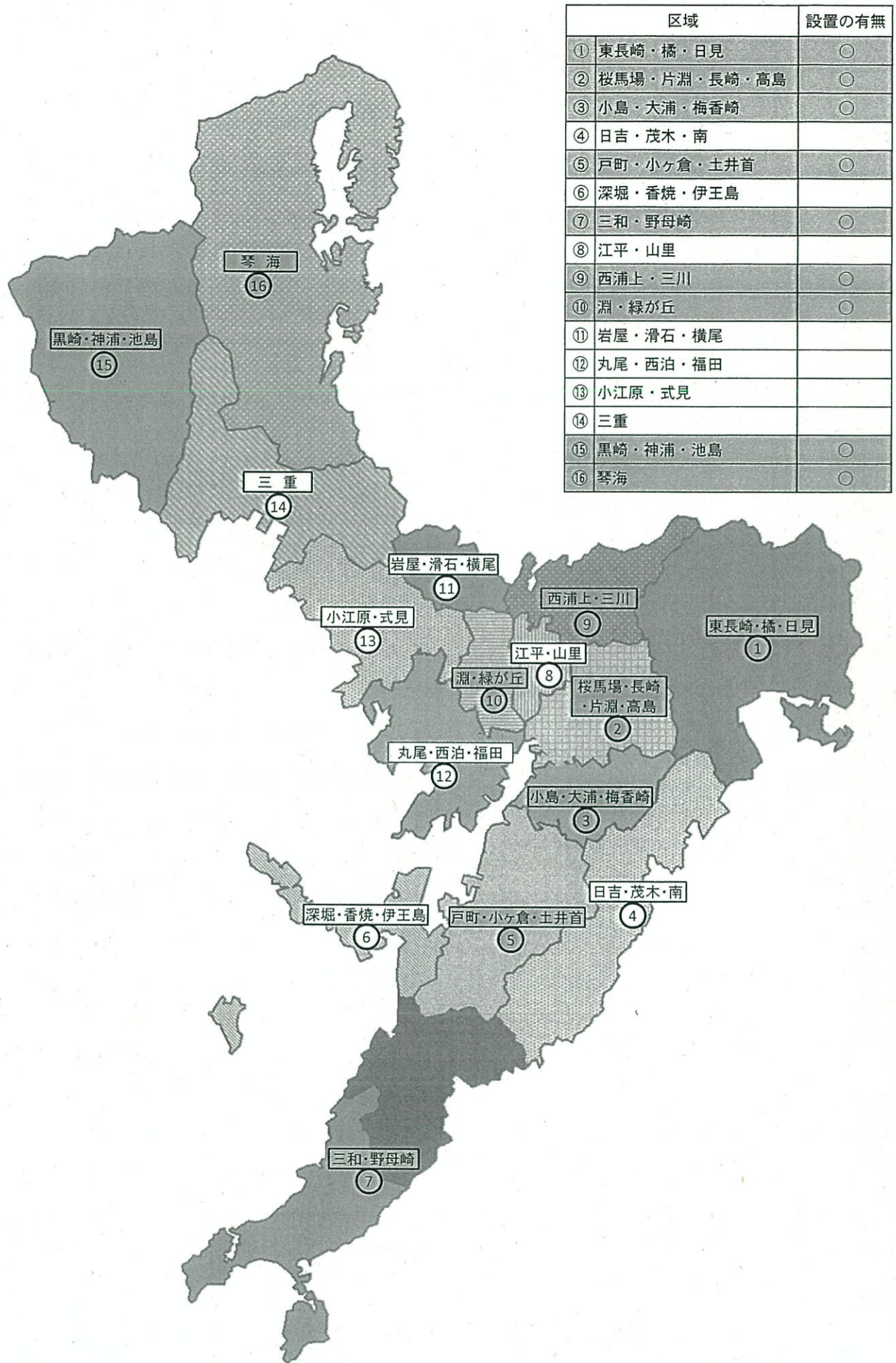
※子ども・子育て支援交付金 補助基準額の1/3(国・県)  
( )内は既存子育て支援センターに係る運営費補助金

【参考】 1 子育て支援センターの利用状況

区分	センター名 場所 開設年月 (運営団体名)	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		利用組数	利用者数	利用組数	利用者数	利用組数	利用者数
週 6 日 型	1 西浦上地区「びよびよ」 中園町 H18.8 開設 (長崎いのちを大切にする会)	5,078	11,042	5,532	12,097	5,120	11,186
	2 梅香崎地区「ひなたぼっこ」 大浦町 H18.10 開設 (NPO 法人 総合生活支援センターほっと)	2,759	6,133	2,786	6,221	2,722	6,155
	3 橘地区「風の子らんど」 戸石町 H18.10 開設 (社会福祉法人 おおぞら)	2,258	5,325	1,463	3,423	1,773	4,359
	4 緑が丘地区「ピクニック」 若草町 H20.4 開設 (NPO 法人 ワーカーズコープ長崎支部)	3,317	7,472	3,460	7,967	3,268	7,385
	5 三和地区「びっぴ」 布巻町 H20.10 開設 (一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき)	1,550	3,820	1,500	3,550	1,523	3,578
	6 東長崎地区「きずな」 矢上町 H24.1 開設 (学校法人 聖母の騎士 東長崎幼稚園)	4,004	9,046	4,414	10,033	4,350	9,983
	7 土井首地区「みなみ」 竿浦町 H24.4 開設 (土井首中学校地区青少年育成協議会)	1,745	4,040	1,680	3,944	1,705	3,862
	8 上長崎地区「もりのクレヨン」 片淵町 H25.4 開設 (トムテのおもちゃ箱)	4,285	9,758	3,920	9,064	4,294	9,833
	合計	24,996	56,636	24,755	56,299	24,755	56,341
	延べ開設日数	2,313 日		2,310 日		2,325 日	
1日の平均利用組数	10.8 組		10.7 組		10.6 組		
週 3 日 型	9 黒崎聖母保育園「つばめサークル」 上黒崎町 H19.4 開設 (社会福祉法人 聖ヨハネ会 黒崎聖母保育園)	310	687	241	616	271	618
	10 中央保育園「ひまわり広場」 琴海戸根町 H19.5 開設 (社会福祉法人 アンジュの会)	399	1,029	406	962	502	1,213
	合計	709	1,716	647	1,578	773	1,831
	延べ開設日数	288 日		284 日		291 日	
	1日の平均利用組数	2.5 組		2.3 組		2.7 組	
全センター合計		25,705 組	58,352 人	25,402 組	57,877 人	25,528 組	58,172 人



## 2 子育て支援センターの設置状況





予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
170～ 171	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	6-1	子育て支援センター 一運営費 (うち、発達障害支 援に特化した子育 て支援センター)	千円 52,129 (3,671)

## 1 概 要

発達障害のある子どもや発達に気になる子どもを育てる保護者は、子どもの発達や子育てに関して特別な悩みを抱えていることが多いと言われている。

また、一般の子育て支援センターの利用については、他の子どもに迷惑をかけるのではないかと等の心配や不安から、気軽に利用しづらいとの声もある。

そのため、発達障害のある子どもや発達に気になる子どもを育てる保護者が、気軽に交流や相談などができる「発達障害支援に特化した子育て支援センター」を開設し、保護者の負担軽減を図る。

## 2 事業内容

### (1) 利用対象者

未就学の発達障害児又は発達障害の疑いや発達に気になる児童及びその保護者

【参考】発達障害があると思われる未就学児の数 1,477人

(平成29年4月1日現在の未就学児数：19,428人×7.6%※)

※平成27年「通常の学級に在籍する発達障害があると思われる子どもに関する実態調査」(長崎県教育委員会調査)による発達障害と思われる子どもの割合

### (2) 開設場所

ア 所在地：長崎市三芳町3番4号

イ 建物：市の既存施設(市営三芳住宅)の1階部分の一部を活用

ウ 構造・規模：鉄筋コンクリート造5階建て 1階部分の一部 296.00㎡

### (3) 開設日等

ア 開設日：月曜日～土曜日のうち、週3日(祝日及び年末年始は休館日)

イ 開設時間：10時～15時

ウ 利用料金：1組あたり100円/回

エ 体制：スタッフ2名常駐

オ スタッフ：発達障害のある子どもやその保護者の支援等の経験があり、熱意がある者

### (4) 供用開始予定 平成30年10月

(5) 実施方法

公募により選定した運営団体に対する補助事業として実施

(6) 運営団体が行う基本事業

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

3 必要経費

(単位：千円)

項 目		予算額
運営費補助金	6ヶ月分	1,265
報酬	運営団体選定審査会委員	143
消耗品費	図書等	100
修繕料	床修繕（クッションフロア）	721
	トイレ修繕（子ども用トイレ）	353
委託料	看板製作及び設置	103
	非常通報装置設置	286
備品購入費	遊具等	700
計		3,671

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
52,129	16,097	16,097	—	148	19,787
(3,671)	(—)	(—)	(—)	(—)	(3,671)

( ) 書きは、発達障害支援に特化した子育て支援センターに要する経費

※1 国庫補助率 1/3（子ども・子育て支援交付金）

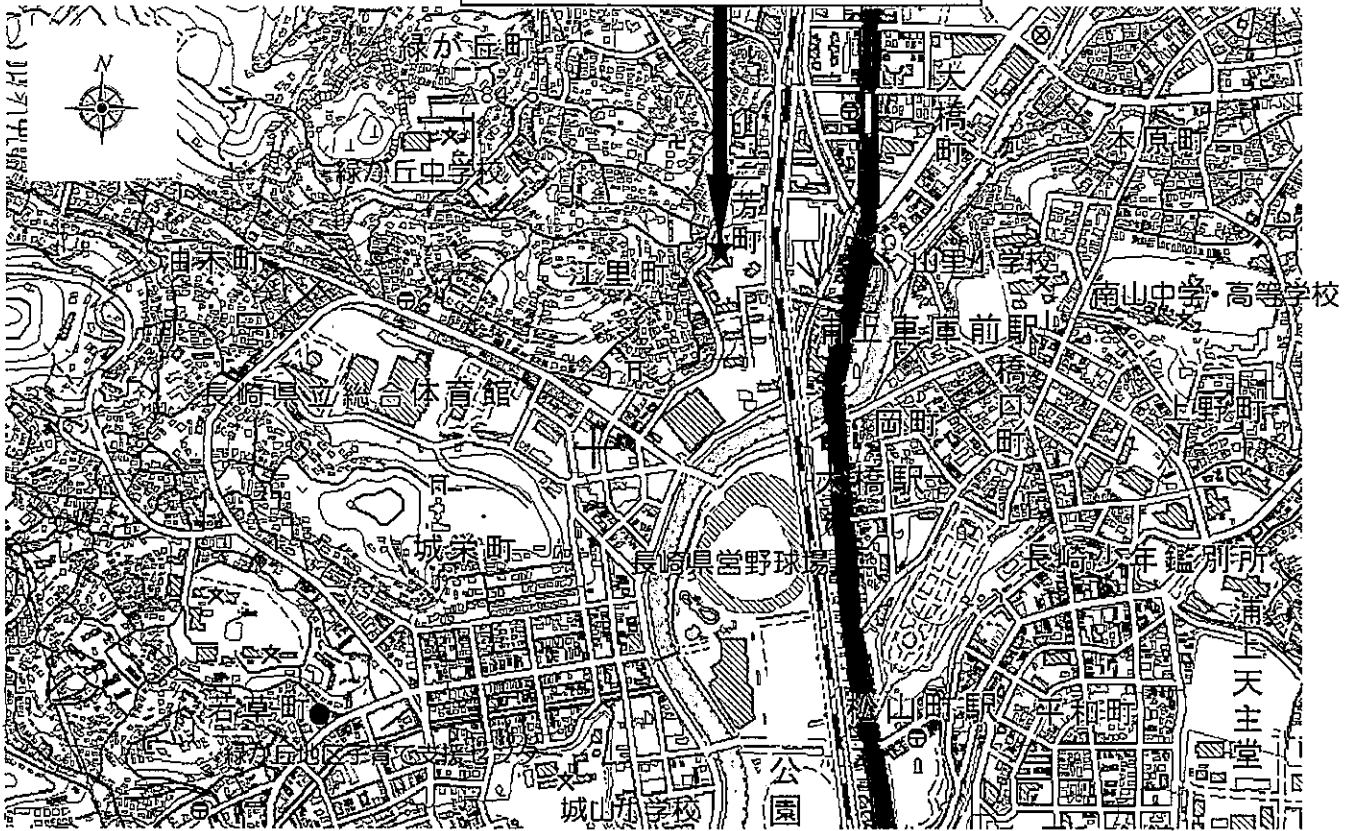
※2 県補助率 1/3（子ども・子育て支援交付金）



【参考】

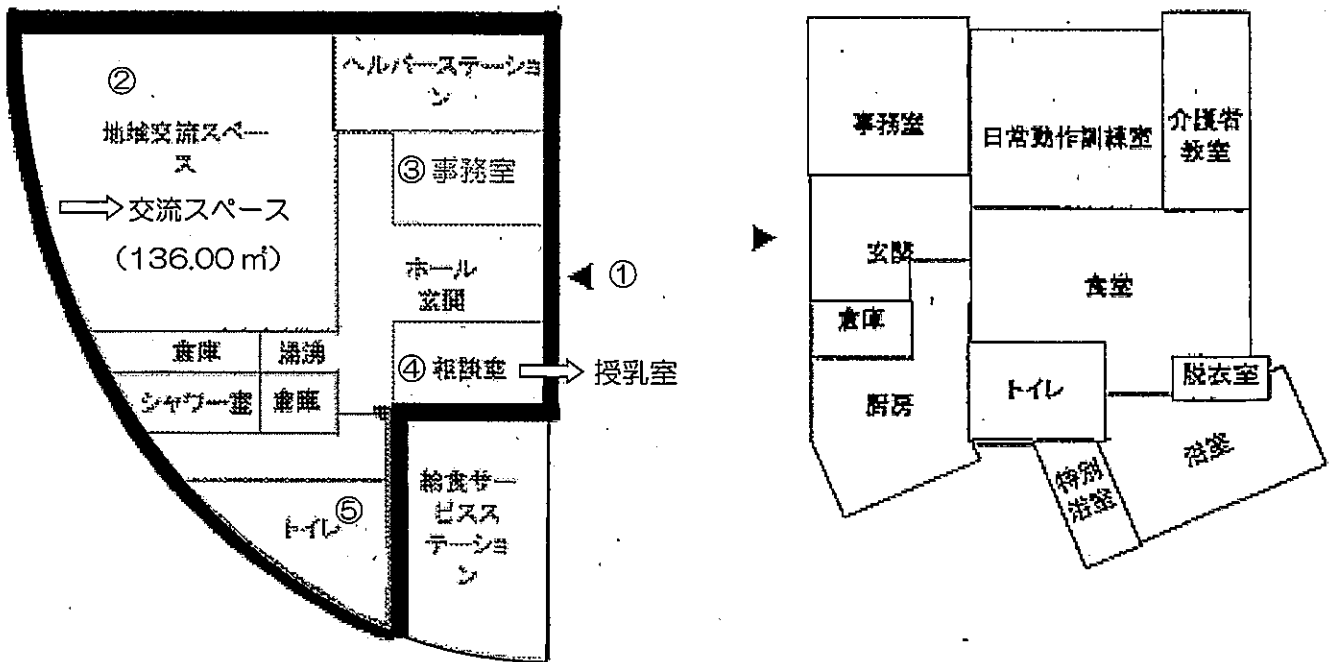
所在地：長崎市三芳町3番4号  
(市営三芳住宅の1階部分の一部)

1 位置図



2 平面図

JR長崎本線側



※太枠内が子育て支援センター部分



### 3 写真

#### 外観



#### ①入口



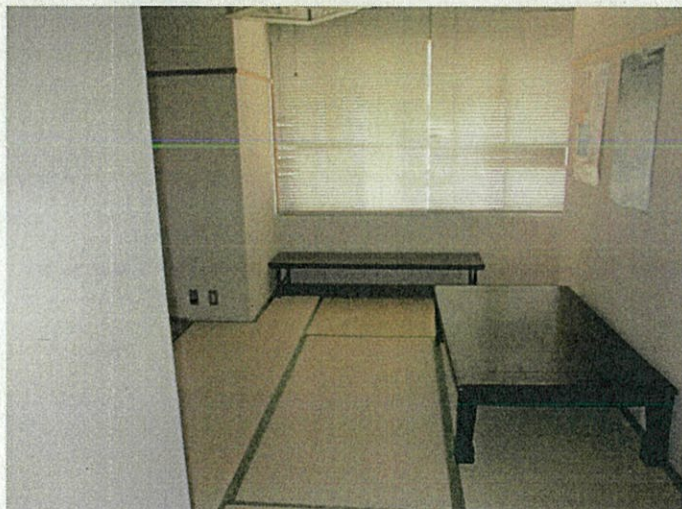
#### ②交流スペース



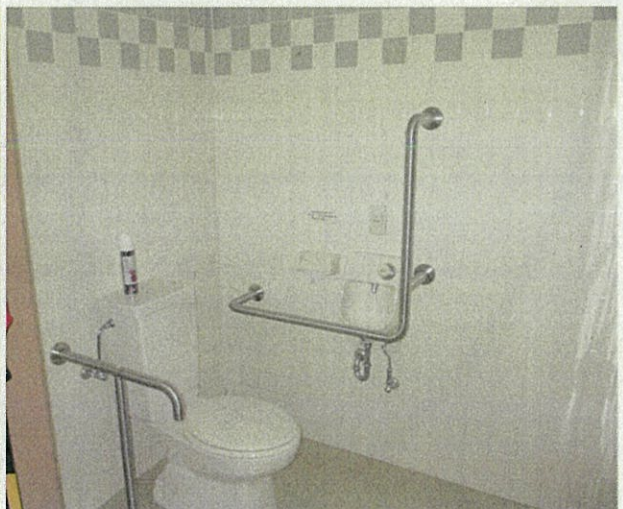
#### ③事務室



#### ④相談室 (授乳室予定)



#### ⑤身体障害者用トイレ





#### 4 スケジュール

事 項	H30. 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
施設の改修				■			
運営団体公募	■	■	■				
運営団体選定審査会			■	■			
運営団体決定				■			
運営団体研修					■		
消耗品・備品購入					■	■	
案内看板製作及び設置						■	
非常通報装置設置					■	■	
開設							➡

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
170 ~171	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	7-1	放課後児童健全育成費	千円 1,222,578

### 1 概 要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や土曜日、長期休業期間等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

### 2 事業内容

#### (1)放課後児童クラブへの補助

[予算額及び内容]

1,215,694千円

区 分	補助対象 支援の単位数	予算額(千円)	内 容
運 営 費	150	596,455	<b>運営費基本額【平成29年度拡充】</b> 250日以上開所するクラブの運営費の一部を補助 (運営に要する放課後児童支援員の人件費、事務費等の経費に対する補助)
			構成する児童の数が1~19人の支援の単位 2,238千円-(19人-構成する児童数)×27千円
			構成する児童の数が20~35人の支援の単位 4,306千円-(36-構成する児童数)×25千円 構成する児童の数が36~45人の支援の単位 4,306千円 構成する児童の数が46~70人の支援の単位 4,306千円-(構成する児童数-45人)×53千円 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917千円
加 算 分	148	86,751	<b>開所日数加算【平成29年度拡充】</b> 土曜日に開所(8時間以上)するクラブの250日を超える日の運営費の一部を補助 (年間開所日数-250日)×17千円
			<b>長時間開所加算【平成29年度拡充】</b> 平日は6時間を超え、かつ18時を超えて、長期休暇等は8時間を超えて開所するクラブに延長時間の運営費の一部を補助 平日分:1日6時間を超え、かつ18時を超える時間の年間平均時間数×378,000円 長期等:1日8時間を超える時間の年間平均時間数×170,000円
小計		752,460	



区 分	補助対象 支援の単位数	予算額(千円)	内 容
放 環 課 境 後 改 児 善 童 ク ラ ブ 業	25	19,021	環境改善事業 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入・開所準備に必要な経費に対する補助並びに既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に 必要な設備の整備及び備品の購入に対する補助  基準額 1,000,000 円
放 設 課 置 後 促 児 進 童 ク ラ ブ 業	3	12,000	設置促進事業 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な建物の改修、設備の整備・修繕、備品の購入に対する補助  基準額 12,000,000 円
放 障 課 害 後 児 児 受 童 入 ク 促 ラ 進 ブ 事 業	1	626	障害児受入促進事業 障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に対する補助  基準額 1,000,000 円
障 一 害 人 児 受 受 入 入 費 費	54	96,984	障害児受入費(1~2人)【平成 29 年度拡充】 障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対する補助  基準額 1,796,000 円
障 一 害 三 児 人 受 以 入 上 入 費 費	25	89,800	障害児受入費(3人以上)【平成 29 年度拡充】 障害児を3人以上受け入れるクラブで、障害児受入推進事業による放課後児童支援員等の配置に加えて、必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対する補助  基準額 3,592,000 円

区分	補助対象 支援の単位数	予算額(千円)	内 容
放課後児童クラブ 運営支援事業	4	7,904	賃借料補助 学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料に係る経費を補助 (待機児童が既に存在している、または当該事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあることが条件。)  基準額 2,996,000 円
放課後児童クラブ 送迎支援事業	3	1,177	送迎支援事業【平成 29 年度拡充】 学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校からクラブへの移動時や、クラブから帰宅時に、バス等による送迎を行うことに対する補助 (未設置校区の小学校に通学する児童の送迎を行う場合に限る。)  基準額 466,000 円
放課後児童 処遇改善	72	80,530	処遇改善事業(1)【平成 29 年度拡充】 (1)家庭・学校等との連絡及び情報交換等の育成支援のいずれかに従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助  基準額 1,541,000 円
放課後児童 支等 援員 事業 等業	19	55,152	処遇改善事業(2)【平成 29 年度拡充】 (2)(1)の育成支援に加え、地域との連携、協力等のいずれかに従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び、常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助  基準額 2,904,000 円
小規模放課後児童 クラブ支援事業	3	1,677	小規模放課後児童クラブ支援事業【平成 29 年度拡充】 19 人以下の小規模なクラブに放課後児童支援員等を複数配置する場合に運営費の一部を補助  基準額 559,000 円



区 分	補助対象 支援の単位数	予算額(千円)	内 容
放 課 後 児 童 支 援 員 業 業	62	26,102	<p><b>キャリアアップ処遇改善事業【平成 29 年度新規】</b> 放課後児童支援員等に対し、経験年数や研修実績に応じた処遇改善を行う場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助</p> <p>基準額 1支援の単位当たり (1)～(3)の合計額 868,000 円(年額上限)</p> <p>(1) 放課後児童支援員を配置した場合 1人あたり 124,000 円</p> <p>(2) 経験年数 5 年以上かつ市長が認める研修を受講した者を配置した場合 1人あたり 248,000 円</p> <p>(3) 経験年数 10 年以上かつ市長が認める研修を受講した者で事業所長的立場にある者を配置した場合 1人あたり 372,000 円</p>
補 助 合 計	-	1,143,433	
家 賃 等 独 補 助	25	28,115	<p><b>家賃等補助</b> クラブ施設としての借家に係る家賃に対する補助</p> <p>基準額 100,000 円(月額上限) (月額家賃が 100,000 円を超える場合は、近隣の家賃額を調査及び勘案し、補助額を決定) ※既に交付を受けているクラブに限る。</p> <p><b>施設整備借入金償還金補助</b> クラブ施設の整備費に係る借入金償還金に対する補助</p> <p>基準額 100,000 円(月額上限) ※既に交付を受けているクラブに限る。</p> <p><b>施設補修費補助</b> 自己所有するクラブ施設の補修費に対する補助</p> <p>基準額 300,000 円</p>
母 子 家 庭 等 減 免 費	150	44,146	<p><b>母子家庭等減免費</b> ひとり親又は兄弟で利用する世帯等で要件を満たす児童の利用料をクラブが減免した経費に対する補助</p> <p>基準額 児童 1 人当たり 4,000 円(月額上限)</p>
単 独 合 計		72,261	
合 計		1,215,694	

(2) 放課後児童クラブ支援員の研修

[予算額及び内容] 941千円

放課後児童クラブ支援員等の資質向上を目的として研修会を開催する。

・8回予定(救急法、発達障がい児研修 等)

(3) その他経費

[予算額及び内容] 5,943千円

・放課後児童クラブ運営管理システム経費

・放課後児童クラブ施設維持管理経費 等

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,222,578	381,612	381,142	—	1	459,823

※1 国庫補助率:事業費(1,143,433千円)×1/3  
事業費(941千円)×1/2

※2 県補助率:事業費(1,143,433千円)×1/3

※参考:放課後児童クラブの状況

	H27 (5/1 現在)	H28 (5/1 現在)	H29 (5/1 現在)	H30 (予算ベース)	増減 (H30とH29の差)
クラブ数	90 クラブ	90 クラブ	92 クラブ	94 クラブ	(増)2クラブ
支援の単位数	125 単位	131 単位	141 単位	151 単位	(増)10 単位
登録児童数	4,815 人	5,033 人	5,369 人	5,542 人	(増)173 人
(参考) 小学校児童数	20,088 人	19,711 人	19,430 人		
(参考) 利用率	24.0%	25.5%	27.6%		

※補助対象外1クラブ含む



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
170 ～171	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	7-2	放課後子ども教室 推進費	千円 8,377

## 1 概 要

放課後や週末等に小学校等を使用し、全ての子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため放課後子ども教室を実施しているが、実施小学校区を拡大するとともに、委託料の積算の見直しを行う。

## 2 委託料の見直しの内容

### (1)見直しの理由

放課後子ども教室運営に係る委託料は、現在、参加児童数にかかわらず、1日当たり 8,750 円（年額上限35万円(8,750円×40日)）としている。

しかしながら、参加児童数が少ない校区は学習などのプログラムを中心となって実施する教育活動推進員及び子どもたちの安全管理を行う教育活動サポーターの配置人数が少なく、参加児童数が増加すると、配置数が多くなる状況である。また、活動日数については、40日を上限としているが、週2回以上実施している小学校区もある。

そのため、実態に合わせて、参加児童数及び活動日数に応じた委託料の積算とする。

### (2)委託料の積算

1日当たりの謝礼金(児童数に応じて変動)×活動予定日数(上限 80 日)＋年間を通しての経費(コーディネーター謝礼金、保険料等)

#### 【参考】委託料一覧

(単位:円)

前年度の1日当たり 平均参加児童数	1日当たりの 謝礼金	固定費	10日 実施	40日 実施	80日 実施
10人未満	4,440	53,220	97,620	230,820	408,420
10人以上 20人未満	5,920		114,020	291,620	528,420
20人以上 30人未満	7,400		130,420	352,420	648,420
30人以上 40人未満	7,400		130,420	352,420	648,420
40人以上 50人未満	7,400		130,420	352,420	648,420
50人以上 60人未満	7,400	61,220	130,420	352,420	648,420
60人以上 70人未満	8,880		146,820	413,220	768,420
70人以上 80人未満	8,880		146,820	413,220	768,420
80人以上 90人未満	10,360		163,220	474,020	888,420
90人以上 100人未満	10,360		163,220	474,020	888,420
100人以上	11,840		179,620	534,820	1,008,420



### 3 事業内容

(1)放課後子ども教室の実施 予算額:8,206 千円

ア 実施場所:小学校の教室や校庭等

イ 実施回数:週2回程度 平日の放課後、土・日曜日

ウ 活動内容:予習や復習、補習などの学習活動、スポーツや文化芸術活動などの体験活動、  
地域住民や異年齢の子どもとの交流活動

エ 委託料:年額上限 1,008 千円(児童数 100 人以上、80 日実施の場合)

※児童数及び実施日数により変動する。

オ 対象者:実施する小学校区に居住する全ての子ども

カ 委託先:社会教育団体等

(青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク等)

キ 内訳(委託事業)

区分	予算額 (千円)	教室数
継続分	6,546	20 教室 仁田佐古・伊王島・茂木・尾戸(長浦)・女の都・小島・上長崎・銭座・ 三重・土井首・野母崎・日見・香焼・小ヶ倉・南・川平・城山・南陽・畝 刈・高島
H30 年度 新規予定	1,660	12 教室 橘・戸町・坂本・西山台・虹が丘・愛宕・滑石・大浦・古賀・高尾・福田・ 飽浦
計	8,206	32 教室

(2)放課後子ども教室開設セミナーの開催 予算額:10 千円

ア 開催回数 年1回

イ 対象者 放課後子ども教室の運営に係る総合的な調整役であるコーディネーターの人材発  
掘を目指し、地域の社会教育団体等の関係者を対象に行う。

(3)長崎市放課後対策推進審議会の開催 予算額:161 千円

ア 担当事務 本市の子どもの放課後対策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関  
すること。

イ 開催回数 年2回

ウ 委員人数 10 人

### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳			
	国庫支出金※	県支出金	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
8,377	2,792	—	—	5,585

※ 国庫補助率 1/3(学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金)



継続分の現行と見直し後との委託料の比較

(単位:人、円)

実施 小学 校区	現行の委託料で 算出した場合 ① @8,750円×B [上限40日]	1日あたりの 平均参加児童数 (H29見込) A	H30の 実施日数 (予定) B	謝礼金 合計 C	年間を通しての経費(固定費) D				見直し後の委託料 ② C×B+D [上限80日]	増減 (②-①)
					コーディ ネーター 謝礼金	保険料	通信 運搬費	消耗品費		
1	350,000	8	104	4,440	53,220~61,220				408,420	58,420
2	350,000	6	195	4,440					408,420	58,420
3	350,000	11	50	5,920					350,820	820
4	350,000	9	70	4,440					364,020	14,020
5	350,000	66	57	8,880					564,180	214,180
6	350,000	53	40	7,400					352,420	2,420
7	262,500	30	30	7,400					278,420	15,920
8	96,250	35	11	7,400					137,820	41,570
9	350,000	42	45	7,400					389,420	39,420
10	350,000	9	138	4,440					408,420	58,420
11	350,000	9	71	4,440					368,460	18,460
12	350,000	64	40	8,880					413,220	63,220
13	350,000	44	41	7,400					359,820	9,820
14	61,250	79	7	8,880					120,180	58,930
15	350,000	5	90	4,440					408,420	58,420
16	183,750	31	21	7,400					211,820	28,070
17	350,000	39	60	7,400					500,420	150,420
18	148,750	19	17	5,920					155,460	6,710
19	227,500	57	26	7,400					248,820	21,320
20	87,500	5	10	4,440					97,620	10,120
合計	5,617,500							6,546,600	929,100	

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172～ 173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	10-1	【補助】児童福祉等施設整備事業費 子育て支援センター	千円 8,000

### 1 概 要

土井首地区子育て支援センター「みなみ」、菜の花学童クラブ、倉庫として使用している建物（旧南幼稚園）は、昭和54年に建築されており、老朽化による外壁及び屋上防水の損傷がみられるため、長崎市公共施設保全計画に基づく改修工事を行う。

### 2 事業内容

土井首地区子育て支援センター「みなみ」を設置している建物（旧南幼稚園）の改修工事について、全体事業費を子育て支援課、こどもみらい課及び財産活用課で所管する管理面積で按分する。

区 分	全 体	子育て支援課 (みなみ)	こどもみらい課 (菜の花学童クラブ)	財産活用課 (倉庫)
事業費	40,300千円	8,000千円	20,600千円	11,700千円
按分率	100%	20%	51%	29%
管理面積	681.05㎡	133.74㎡	347.86㎡	199.45㎡

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金(※1)	県支出金	地方債(※2)	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
8,000	4,000	-	3,200	-	800

※1 国庫補助率 事業費(8,000千円)の1/2(児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金)

※2 起債充当率 事業費(8,000千円)の1/2の80%(社会福祉施設等整備事業債)

【参考】 子育て支援センター「みなみ」を設置している建物（旧南幼稚園）の概要

#### (1) 施設概要

所在地	長崎市竿浦町913番地		
構造	鉄筋コンクリート造2階建		
延床面積	681.05㎡		
建築年月日	昭和54年3月1日		
現況	老朽化により外壁モルタル塗の亀裂及び浮き、屋上の排水溝等の劣化及び損傷等があり建築課が行う定期点検（建築基準法12条点検）において要是正の指摘がなされている。		
用途	土井首地区子育て支援センター「みなみ」	菜の花学童クラブ	倉庫
管理面積	133.74㎡ (旧管理棟1階)	347.86㎡ (旧保育棟1階 214.12㎡、 旧管理棟2階 133.74㎡)	199.45㎡ (旧保育棟2階)
設備	遊戯室、トイレ、沐浴室、授乳室、倉庫	クラブ室、遊戯室	倉庫



(2) 位置図

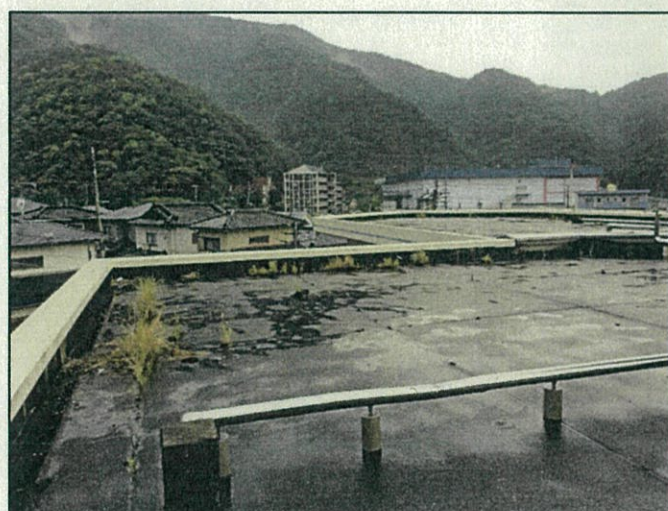


(3) 外壁及び屋上の現況

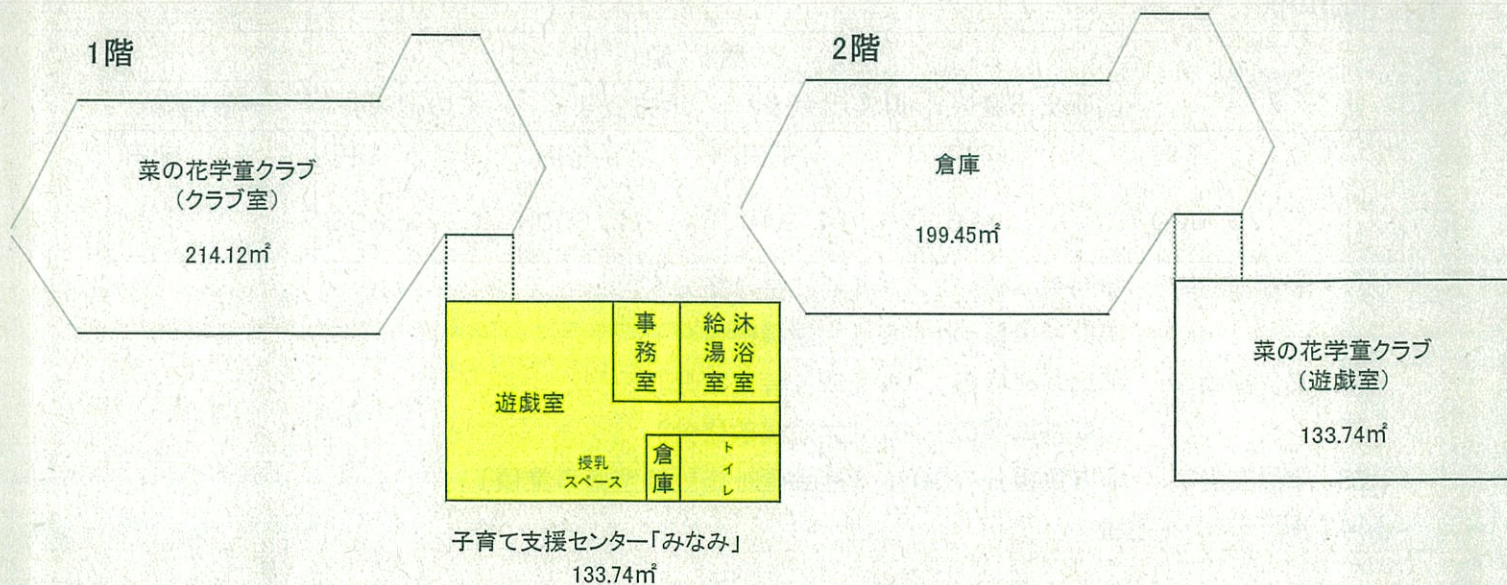
《外壁》



《屋上》



(4) 平面図





予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172 ～173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	10-2	【補助】児童福祉等施設 整備事業費 放課後児童クラブ	千円 70,600

### 1 概 要

放課後児童クラブ施設について、小学校の建替えに伴う整備(合築)及び施設の大規模改修により、利用定員の確保を図る。

### 2 予算額及び事業内容

70,600千円

小学校区	整備前					整備後				
	クラブ名	施設形態	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	登録 児童数 (人)	整備内容	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	事業費 (千円)	施設整備の 理由
伊良林	ゆうかり児童クラブ	余裕教室	189.66 (163.35)	99	117	新校舎との 合築	285.03 (275.03)	166	33,600	小学校の建替えに伴う整備 (H29～30に 建築)
仁田佐古	さくらんぼクラブ	余裕教室	96.03 (64.40)	39	54	新校舎との 合築	155.00 (145.00)	87	14,900	小学校の建替えに伴う整備 (H30～31に 建築)
南陽	菜の花学童クラブ	旧南幼稚園	347.86 (144.13)	87	60	外壁改修工 事、屋上防 水改修工事	347.86 (144.13)	87	20,600	施設の大規模 改修
手熊	手熊学童クラブ	地区公民館	62.99 (57.99)	35	35	外壁改修工 事	62.99 (57.99)	35	1,500	施設の改修

※面積欄内の( )は、専用区画面積(事務スペース等を除く生活スペースの面積)

利用定員=専用区画面積/1.65㎡

※登録児童数は平成29年5月1日現在

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債※3	その他※4	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
70,600	39,196	14,946	12,600	3,858	—

※1 国庫補助率 補助基準額の2/3 [新校舎合築分]

補助基準額の1/3 [大規模改修分]

※2 県費補助率 補助基準額の1/6 [新校舎合築分]

補助基準額の1/3 [大規模改修分]

※3 起債充当率 地方負担分の80% [社会福祉施設等整備事業債]

※4 長崎市こども基金



4 債務負担行為 (予算説明書 P340~341)

期間	限度額	財 源 内 訳				
		国庫支出金※1	県支出金※2	地方債※3	その他※4	一般財源
平成 31 年度 (仁田佐古)	千円 34,800	千円 23,200	千円 5,800	千円 4,600	千円 1,200	千円 —

※1 国庫補助率 補助基準額の2/3 [新校舎合築分]

※2 県費補助率 補助基準額の1/6 [新校舎合築分]

※3 起債充当率 地方負担分の80% [社会福祉施設等整備事業債]

※4 長崎市こども基金

5 全体事業費

(1)伊良林小学校区

小学校区(支援の単位)	H29	H30	合計
伊良林(3支援)	千円 26,553	千円 33,600	千円 60,153

(2)仁田佐古小学校区

小学校区(支援の単位)	H30	H31	合計
仁田佐古(2支援)	千円 14,900	千円 34,800	千円 49,700

(3)南陽小学校区

放課後児童クラブ、子育て支援センター及び財産活用課管理部分において全体事業費を面積按分し、予算を計上する。

区分	こどもみらい課 (放課後児童クラブ)	子育て支援課 (子育て支援センター)	財産活用課 (倉庫)	全体
事業費	千円 20,600	千円 8,000	千円 11,700	千円 40,300
按分率	51%	20%	29%	100%
管理面積	347.86 m <sup>2</sup>	133.74 m <sup>2</sup>	199.45 m <sup>2</sup>	681.05 m <sup>2</sup>

(4)手熊小学校区

放課後児童クラブ及び地区公民館部分において全体事業費を面積按分し、予算を計上する。

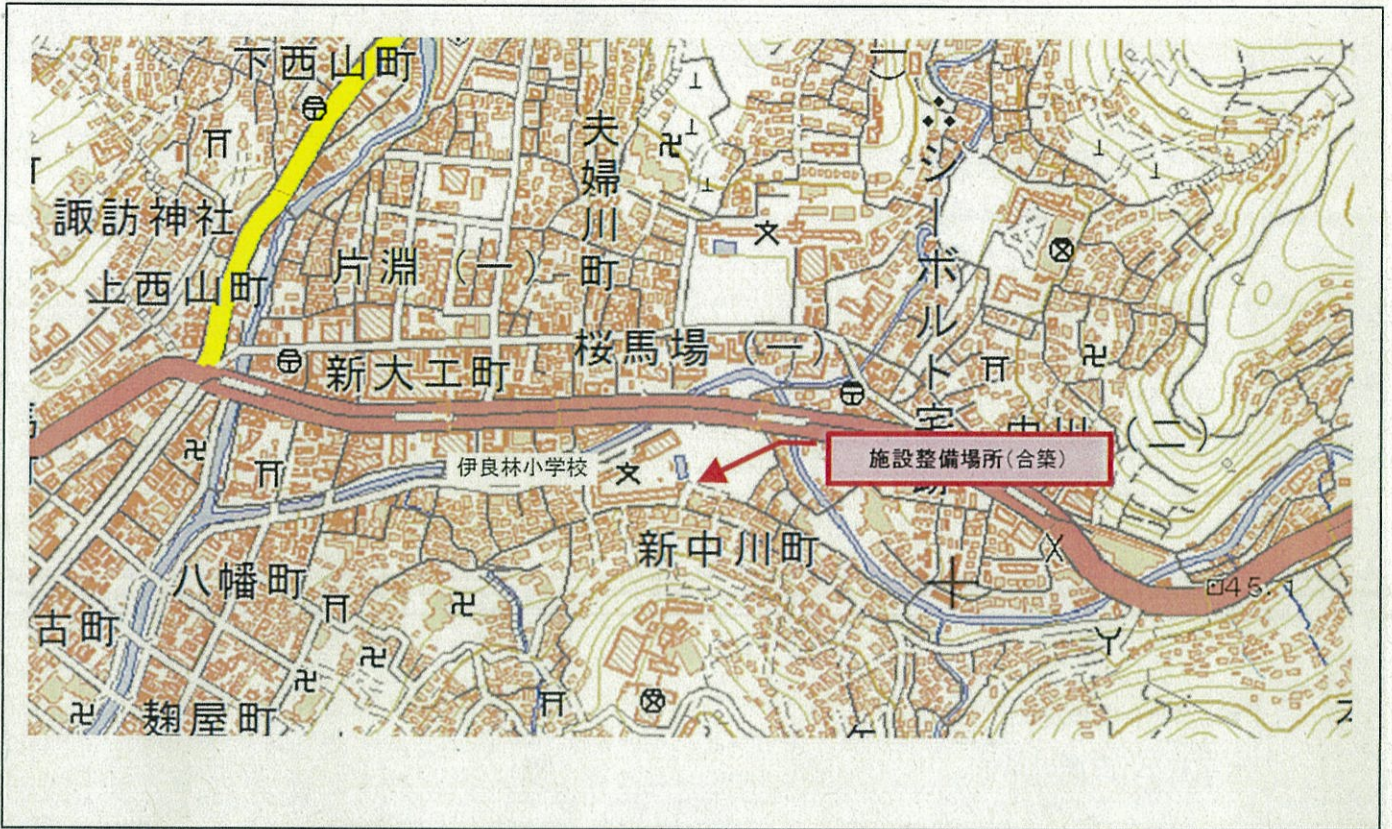
区分	こどもみらい課 (放課後児童クラブ)	中央総合事務所 (地区公民館)	全体
事業費	千円 1,500	千円 7,000	千円 8,500
按分率	18%	82%	100%
管理面積	62.99 m <sup>2</sup>	282.61 m <sup>2</sup>	345.60 m <sup>2</sup>



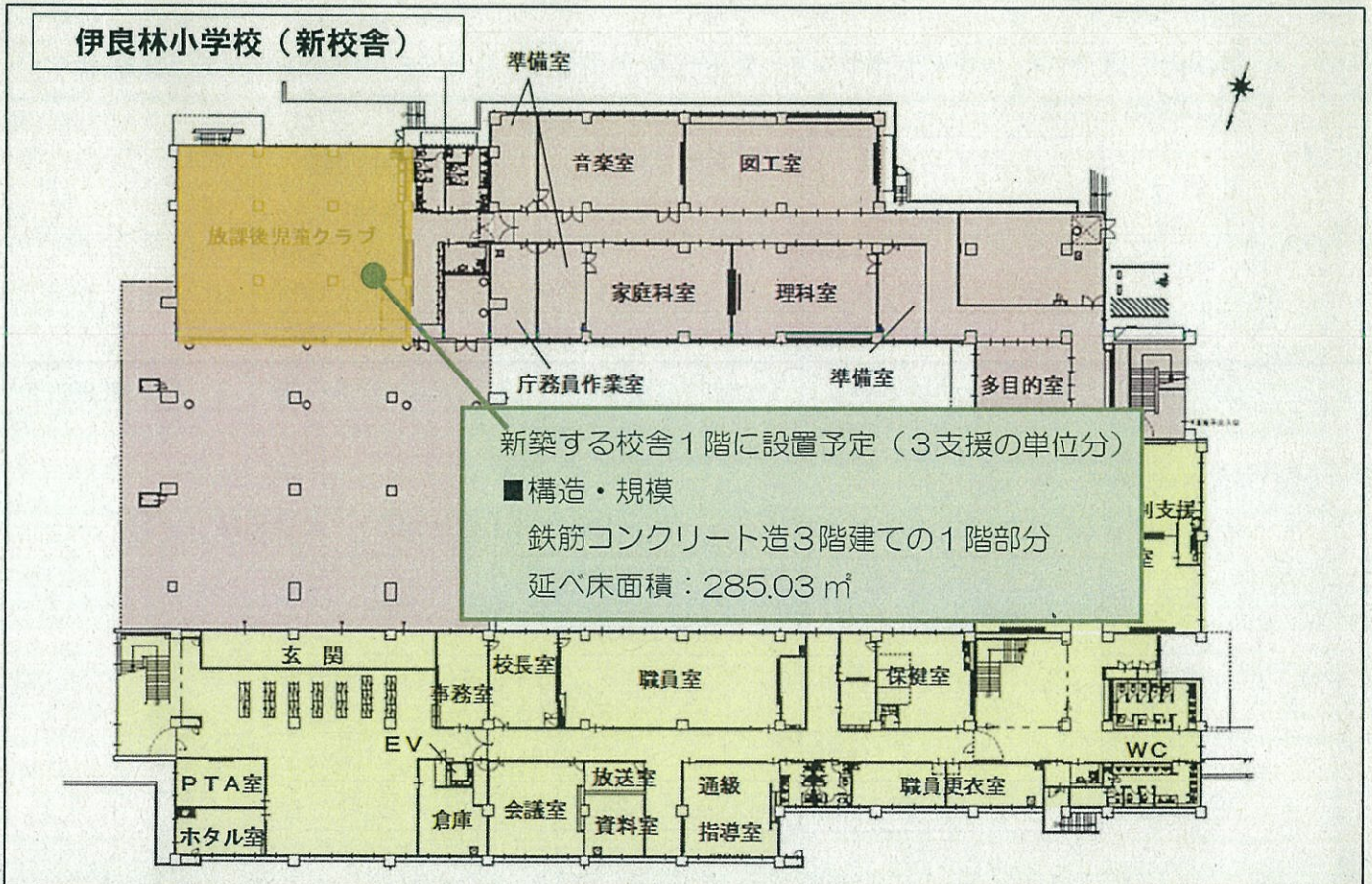
6 参 考

(1)伊良林小学校区

位 置 図

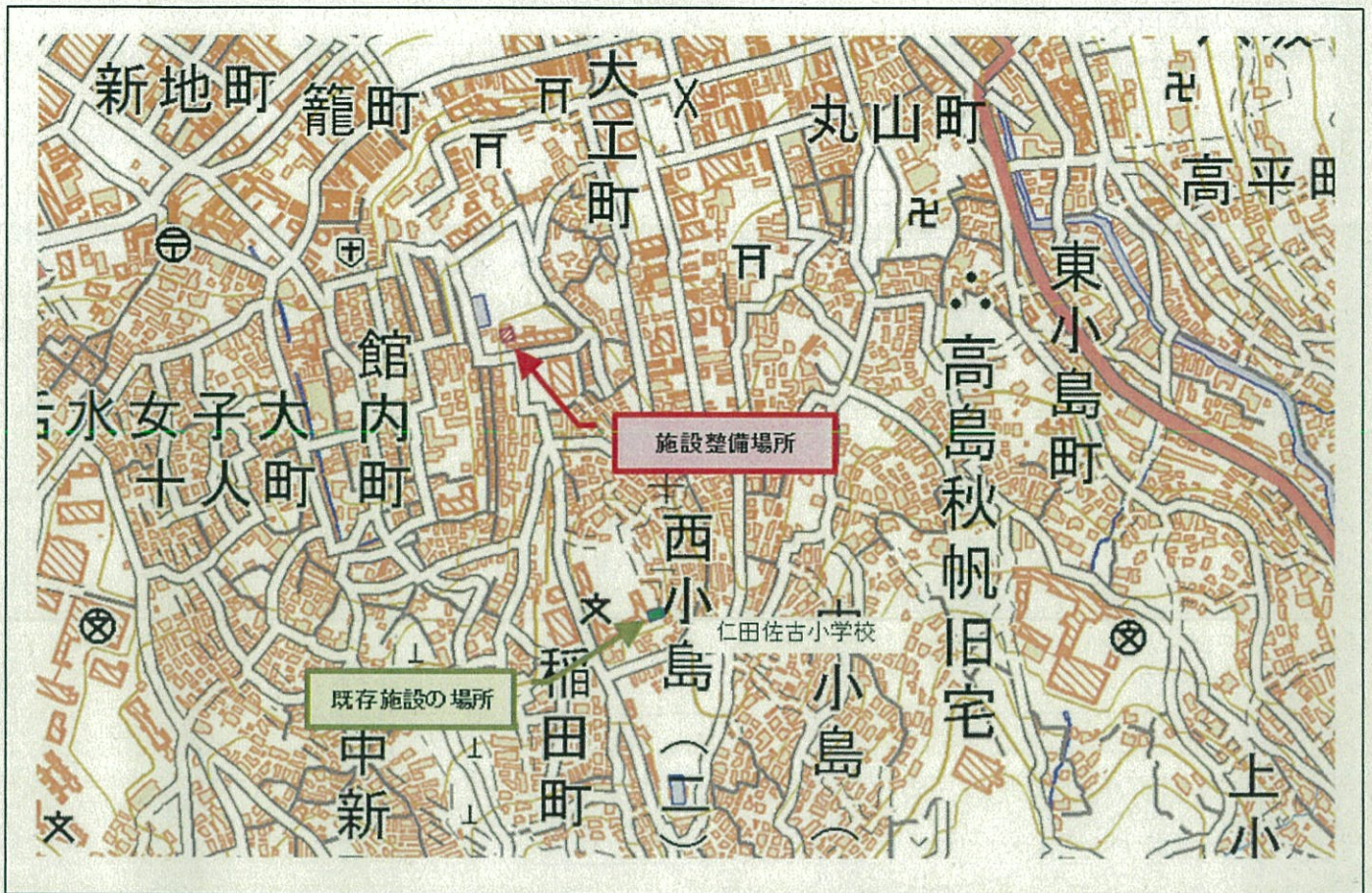


配 置 図

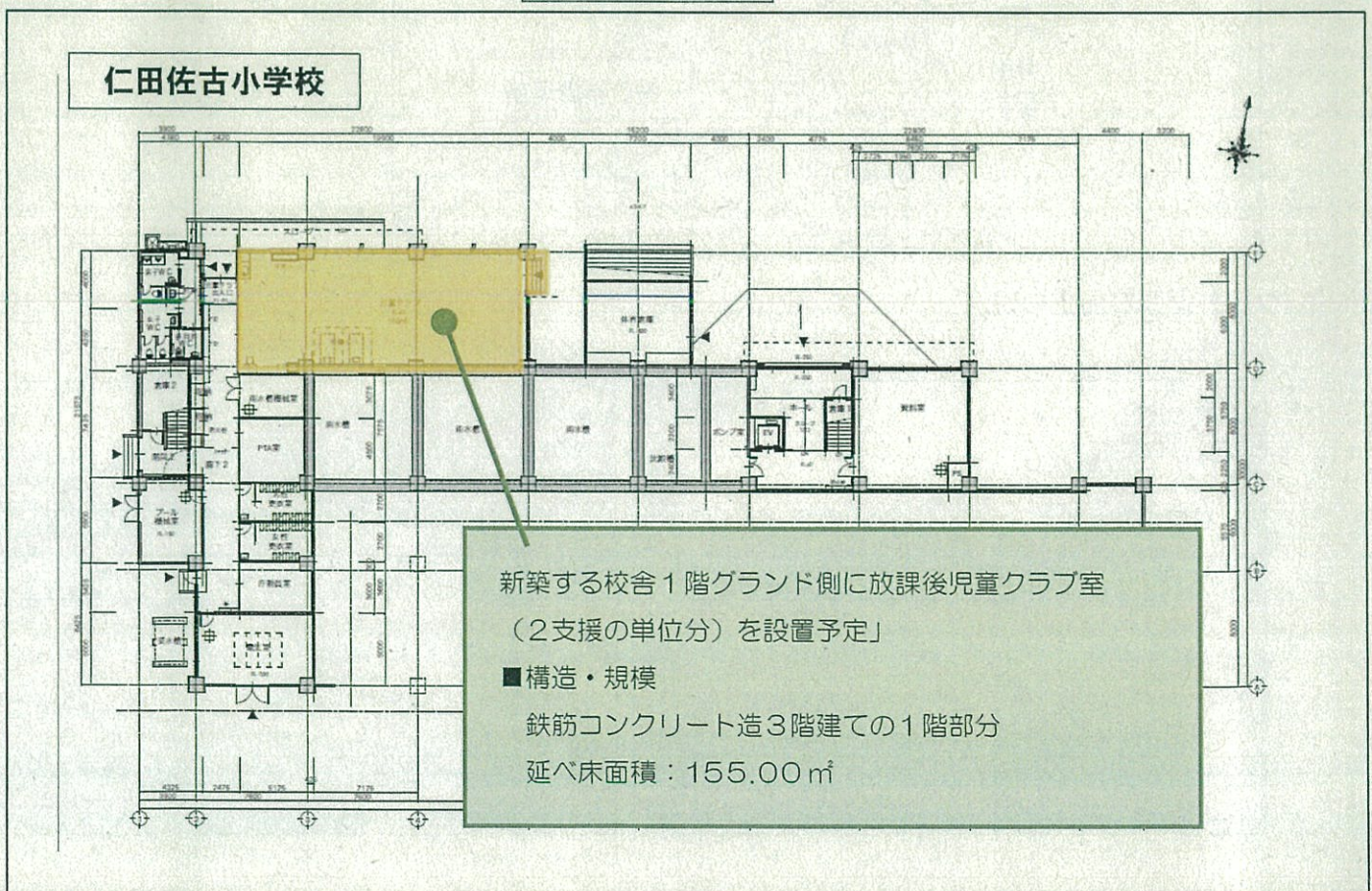




位置図



配置図





(3) 南陽小学校区

ア 施設概要

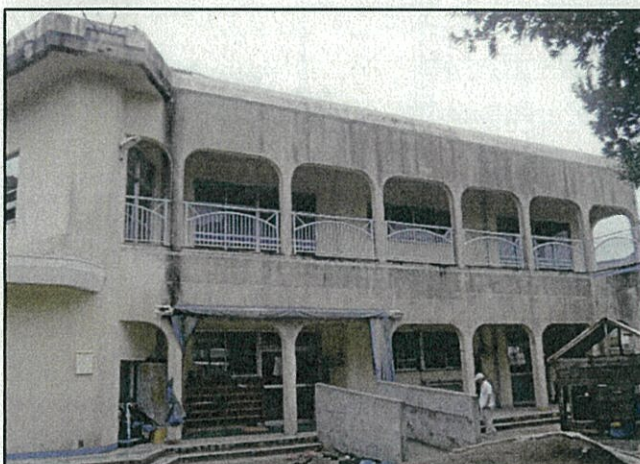
所在地	長崎市竿浦町 913 番地		
構造	鉄筋コンクリート造2階建		
延床面積	681.05 m <sup>2</sup>		
建築年月日	昭和 54 年3月 1 日		
現況	老朽化により外壁モルタル塗の亀裂及び浮き、屋上の排水溝等の劣化及び損傷等があり建築課が行う定期点検(法 12 条点検)において要是正の指摘がなされている。		
用途	土井首地区子育て支援センター「みなみ」	菜の花学童クラブ	倉庫
管理面積	133.74 m <sup>2</sup> (旧管理棟1階)	347.86 m <sup>2</sup> (旧保育棟1階 214.12 m <sup>2</sup> 、旧管理棟2階 133.74 m <sup>2</sup> )	199.45 m <sup>2</sup> (旧保育棟2階)
設備	遊戯室、トイレ、沐浴室、授乳室、倉庫	クラブ室、遊戯室	倉庫

イ 位置図



ウ 外壁及び屋上の現況

《外壁》

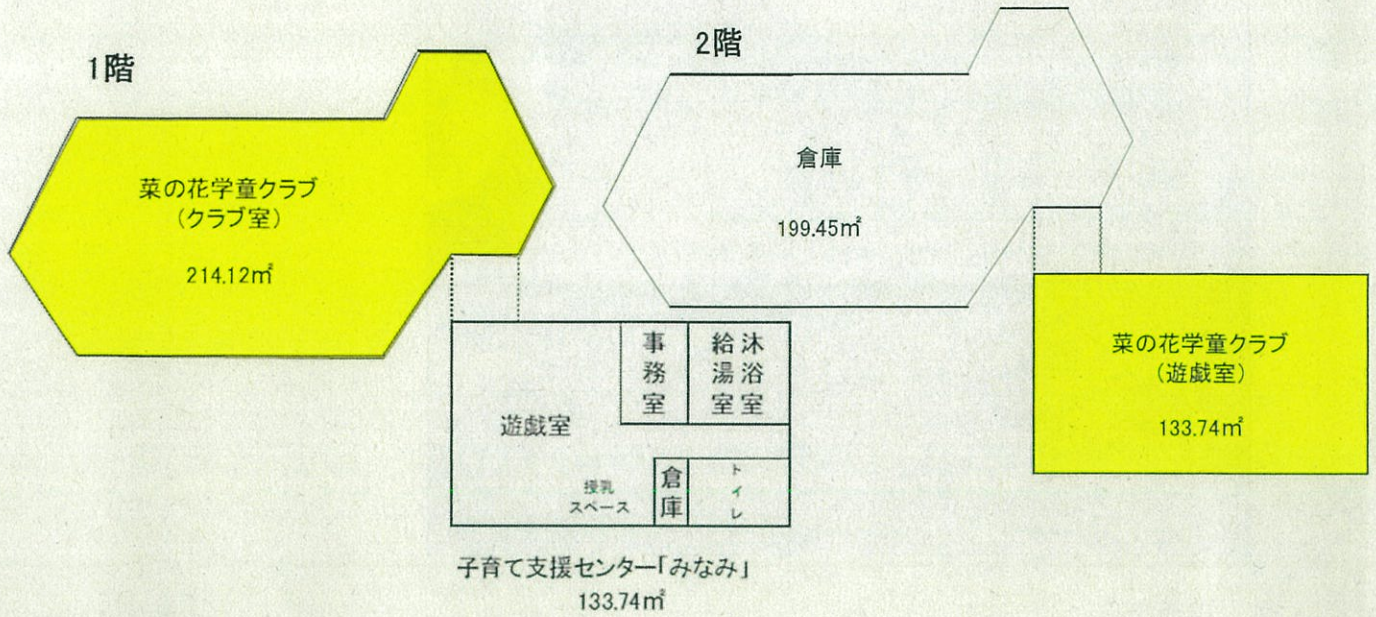


《屋上》





エ 平面図



(4)手熊小学校区

ア 施設概要

所在地	長崎市手熊町 1291 番地 1	
構造	鉄筋コンクリート造2階建	
延床面積	345.6㎡	
建築年月日	昭和50年3月30日	
現況	老朽化により外壁モルタル塗の亀裂及び浮き等があり、建築課が行う定期点検(法12条点検)において、要是正の指摘がなされている。	
用途	手熊学童児童クラブ	手熊地区公民館
管理面積	62.99㎡	282.61㎡

イ 位置図



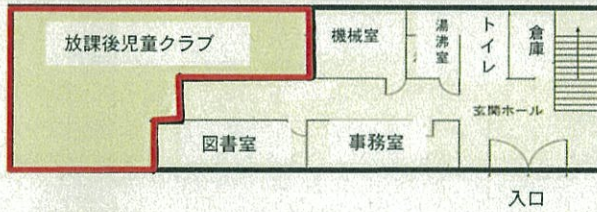


ウ 外壁の現況

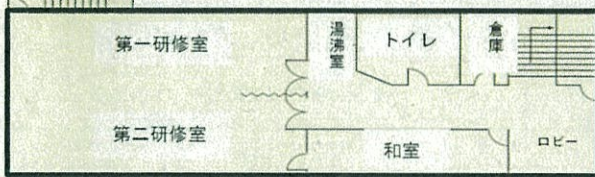




エ 平面図

1階



2階



-  こどもみらい課 62.99 m<sup>2</sup>
-  中央総合事務所 282.61 m<sup>2</sup>



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172～ 173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	11-1	【補助】児童福祉施設 整備事業費補助金 民間保育所	千円 355,167
				11-2	【補助】児童福祉施設 整備事業費補助金 民間認定こども園	千円 395,999

### 1 事業概要

入所児童の保育環境の向上、安全・安心の確保及び保育所待機児童の解消を図るために、定員増を伴う増改築等及び老朽施設を対象とした施設整備の公募を行い長崎市社会福祉審議会（以下、「審議会」という）での審査を経て優良な整備計画として選定された事業に係る補助を行うもの。

なお、平成 29 年度より国の交付金を活用しており、2 か年の事業については各年度の事業進捗率に合わせ内示が出されることになった。

また、当該整備の平成 29 年度事業進捗率分の補助金については平成 29 年 6 月定例会において議決済みである。

### 2 予算額等

(単位：千円)

区分	施設名	整備概要	総事業費	補助基本額 ①	補助率 × 平成 29 年度進捗率 ①は内示減率反映 ②	平成 29 年度 補正予算 ①×②	補助率 × 平成 30 年度 進捗率 ③	当初 予算額 ①×③	完成 予定
民間 保育所	滑石 保育園	増改築	437,490	267,045	3/4 × 10%	20,028	3/4 × 90%	180,255	H31.2
	上長崎 保育園	老朽施設 整備	559,957	245,490	3/4 × 5%		3/4 × 95%		
	合計	—	997,447	512,535	—	29,233	—	355,167	—
民間認 定こど も園	仮称 くるみ 幼稚園	増改築	595,048	206,078	3/4 × 40%	133,814	3/4 × 60%	212,723	H31.2
				266,638	3/4 × (36%)		3/4 × 60%		
	中央 こども園	増改築	411,187	170,937	3/4 × 50%	104,716	3/4 × 50%	109,230	H31.3
				120,344	3/4 × (45%)		3/4 × 50%		
	榎山認定 こども園	増改築	122,270	104,138	3/4 × 75%	68,907	3/4 × 25%	23,352	H30.8
				20,406	3/4 × (67.5%)		3/4 × 25%		
ひかり 幼稚園	老朽施設 整備	137,757	135,182	3/4 × (45%)	45,622	3/4 × 50%	50,694	H30.9	
合計	—	1,266,262	1,023,723	—	353,059	—	395,999	—	

※表中上段：保育所等整備交付金

下段：認定こども園施設整備交付金

3 【補助】児童福祉施設整備事業費補助金 民間保育所

(1) 定員増を伴う増改築等の施設整備

ア 概要

民間保育所において定員増を伴う増改築等の施設整備にかかる経費を助成することにより、入所児童の保育環境の向上及び保育所待機児童の解消を図る。

イ 事業内容等

(ア) 事業内容

施設名 【設置主体】	設置場所	整備区分	概要	定員	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	完成予定
					延床面積 (m <sup>2</sup> )	
滑石保育園 【(福)長崎市社会福祉事業協会】	滑石5丁目 2番31号	改造	施設の増改築	120人→130人 (10人増)	1,199.44	平成31年 2月
					1,463.31	
					鉄筋コンクリート造 3階建	

(イ) 全体事業費 (2か年 平成29~30年度)

(単位：千円)

総事業費 ①	補助基本額 ②	②×3/4	負担割合 (②×補助率)		事業者負担 ※②×1/4 + (①-②)
			国 2/3	市 1/12	
437,490	267,045	200,283	178,030	22,253	237,207

※事業者の負担は、補助基本額の1/4+ (総事業費-補助基本額)の合計。

(ウ) 当初予算計上額

(全体事業費の補助基本額×平成30年度事業進捗率90%)

(単位：千円)

補助基本額 ①	予算額 ①×3/4	負担割合 (①×補助率)	
		国 2/3	市 1/12
240,341	180,255	160,227	20,028



(2) 老朽施設を対象とした施設整備

ア 概要

平成29年3月31日時点で施設の築年数が50年以上、又は36年以上かつ現存率が70%以下となる施設に対し、施設整備にかかる経費を助成することにより、児童の安全・安心や保育環境の向上を図る。

イ 事業内容等

(ア) 事業内容

施設名 【設置主体】	設置場所	整備 区分	概 要	定 員	敷地面積 (㎡)	完成予定
					延床面積 (㎡)	
上長崎保育園 【(福) 致遠会】	上町4番41	整備	老朽施設の整備	120人	767.53	平成31年 1月
					1,936.11	
					鉄筋コンクリート造 5階建	

(イ) 全体事業費 (2か年 平成29~30年度)

(単位: 千円)

総事業費 ①	補助基本額 ②	②×3/4	負担割合 (②×補助率)		事業者負担 ※②×1/4 + (①-②)
			国 1/2	市 1/4	
559,957	245,490	184,117	122,745	61,372	375,840

※事業者の負担は、補助基本額の1/4+(総事業費-補助基本額)の合計。

(ウ) 当初予算計上額

(全体事業費の補助基本額×平成30年度事業進捗率95%) (単位: 千円)

補助基本額 ①	予算額 ①×3/4	負担割合 (①×補助率)	
		国 1/2	市 1/4
233,216	174,912	116,608	58,304

(3) 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
千円 355,167	千円 276,835	千円 -	千円 62,600	千円 -	千円 15,732

※1 国庫補助率 保育所等整備交付金 補助基本額の2/3又は1/2

※2 起債充当率 社会福祉施設整備事業債 (地方負担分の80%)



4 【補助】児童福祉施設整備事業費補助金 民間認定こども園

(1) 定員増を伴う増改築等の施設整備

ア 概要

認定こども園等において定員増を伴う増改築等の施設整備にかかる経費を助成することにより、入所児童の保育環境の向上及び保育所待機児童の解消を図る。

イ 事業内容等

(ア) 事業内容

	施設名 【設置主体】	設置場所	整備 区分	概 要	定 員	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	完成予定
						延床面積 (m <sup>2</sup> )	
1	仮称 くるみ幼稚園 【(学) 福田学園】	片淵3丁目 11番7号	改造	施設の 増改築	105人→185人 (80人増)	1,376.13 1,885.82	平成31年 2月
						鉄筋コンクリート造 4階建	
2	認定こども園中央こ ども園 【(学) 渡辺学園】	琴海戸根町 2573番地1	改造	施設の 増改築	210人→225人 (15人増)	8,325.79 1,981.65	平成31年 3月
						鉄骨造2階建 RC造2階建	
3	幼保連携型檜山認定 こども園 【(福) 双葉会】	檜山町 1946番地	改造	施設の 増改築	115人→155人 (40人増)	1,390.27 478.88	平成30年 8月
						鉄骨造2階建	

(イ) 全体事業費 (2か年 平成29~30年度)

(単位:千円)

	施設名	整備 区分	総事業費 ①	補助 基本額②	②×3/4	負担割合 (②×補助率)		事業者負担 ①-②×3/4
				保育所等整備交付金 部分※1	認定こども園施設整 備交付金部分※2	国 2/3	市 1/12	
						県 1/2	市 1/4	
1	仮称 くる み幼稚園	改造	595,048	206,078	154,558	137,385	17,173	240,512
				266,638	199,978	133,319	66,659	
2	認定こども 園中央こど も園	改造	411,187	170,937	128,202	113,958	14,244	192,727
				120,344	90,258	60,172	30,086	
3	幼保連携型 檜山認定こ ども園	改造	127,270	104,138	78,103	69,425	8,678	33,863
				20,406	15,304	10,203	5,101	
合計			1,133,505	888,541	666,403	524,462	141,941	467,102



(ウ) 当初予算計上額 (全体事業費の補助基本額×平成30年度事業進捗率×1)

(単位：千円)

	施設名	補助基本額 ①	予算額 ①×3/4	負担割合 (①×補助率)	
		保育所等整備交付金 部分		国 2/3	市 1/12
				県 1/2	市 1/4
1	仮称 くるみ幼稚園	123,647	92,735	82,431	10,304
		159,984	119,988	79,992	39,996
2	認定こども園 中央こども園	85,469	64,101	56,979	7,122
		60,172	45,129	30,086	15,043
3	幼保連携型 榎山認定こども園	26,034	19,525	17,356	2,169
		5,102	3,827	2,551	1,276
合計		460,408	345,305	269,395	75,910

※1 予算額は各施設の事業進捗率により算出

(仮称 くるみ幼稚園 60%、認定こども園中央こども園 50%、幼保連携型榎山認定こども園 25%)

(2) 老朽施設を対象とした施設整備

ア 概要

平成29年3月31日時点で施設の築年数が50年以上、又は36年以上かつ現存率が70%以下となる施設に対し、施設整備にかかる経費を助成することにより、児童の安全・安心や保育環境の向上を図る。

イ 事業内容等

(ア) 事業内容

施設名 【設置主体】	設置場所	整備区分	概要	定員	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	完成予定
					延床面積 (m <sup>2</sup> ) 構造	
幼保連携型認定こども園 ひかり幼稚園 【(学)ひかり学園】	岩見町14番6号	整備	老朽施設の整備	175人	5,007.35	平成30年 9月
					1,522.9 鉄筋コンクリート造 2階建 地下1階	

(イ) 全体事業費 (2か年 平成29~30年度)

(単位：千円)

総事業費 ①	補助基本額 ②	②×3/4	負担割合 (②×補助率)		事業者負担 ※②×1/4 + (①-②)
			国 1/2	市 1/4	
137,757	135,182	101,386	67,591	33,795	36,371

※事業者の負担は、補助基本額の1/4+ (総事業費-補助基本額) の合計。

(ウ) 当初予算計上額 (全体事業費の補助基本額×平成 30 年度事業進捗率 50% ※ 2)

(単位：千円)

補助基本額 ①	予算額 ①×3/4	負担割合 (①×補助率)	
		県 1/2 ※ 3	市 1/4
67,592	50,694	33,796	16,898

※ 2 予算額は施設の事業進捗率により算出

※ 3 認定こども園施設整備交付金：補助基本額の 1 / 2

(3) 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※ 4	県支出金※ 5	地方債※ 6	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
395,999	156,766	146,425	73,900	-	18,908

※ 4 国庫補助率

保育所等整備交付金 補助基本額の 2 / 3

※ 5 県費補助率

認定こども園施設整備交付金 補助基本額の 1 / 2

※ 6 起債充当率

保育所等整備交付金部分：社会福祉施設整備事業債 (地方負担分の 80%)

認定こども園施設整備交付金部分：一般補助施設整備等事業債 (地方負担分の 80%)

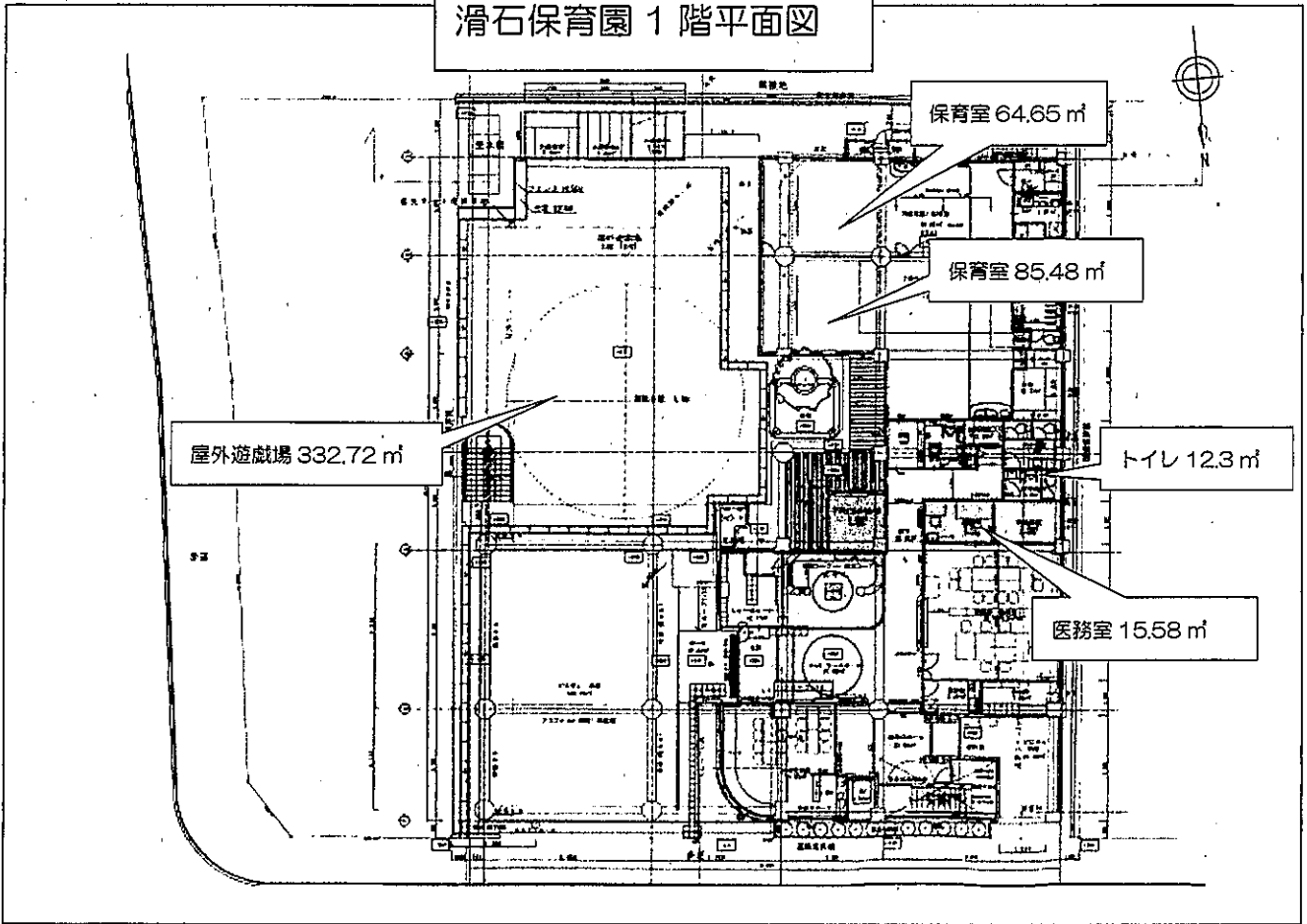


# 滑石保育園位置図

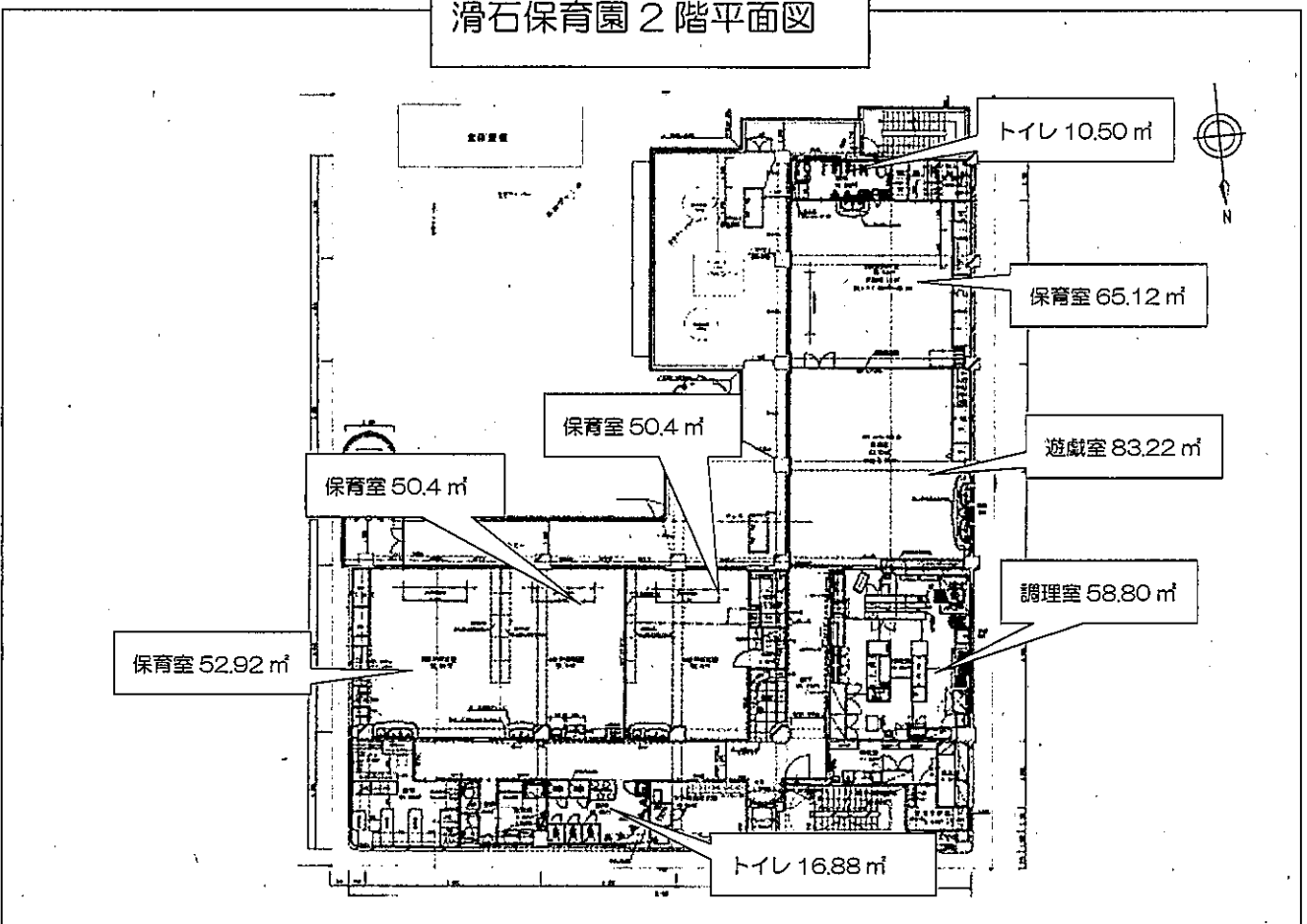




滑石保育園 1階平面図

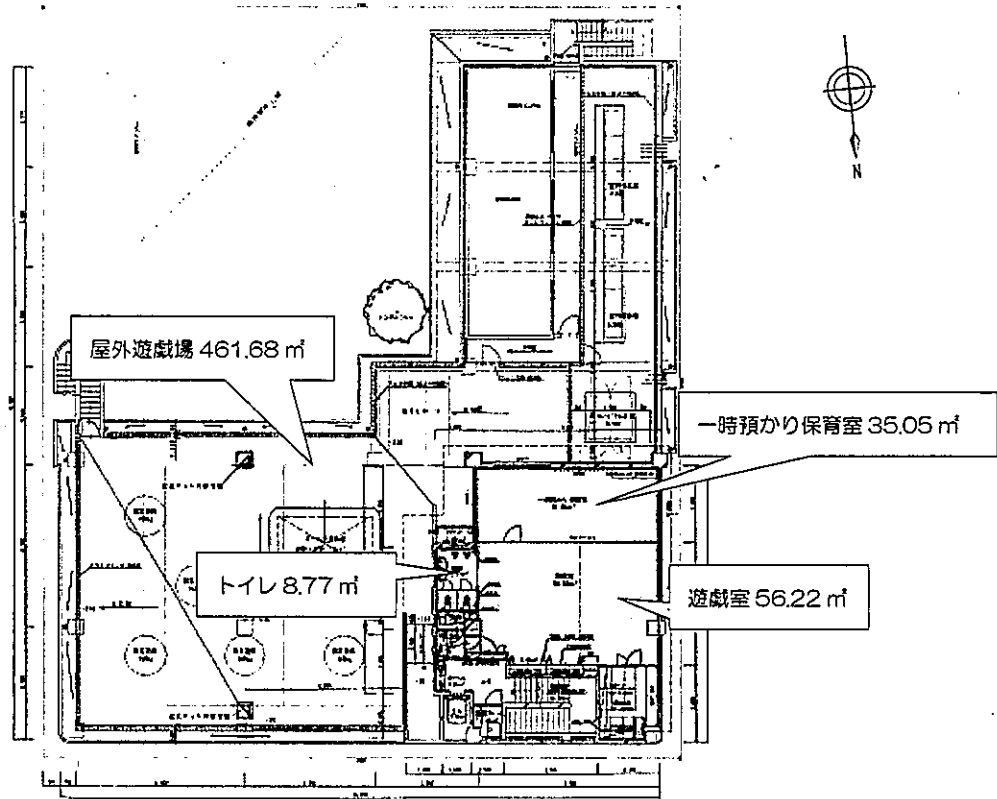


滑石保育園 2階平面図

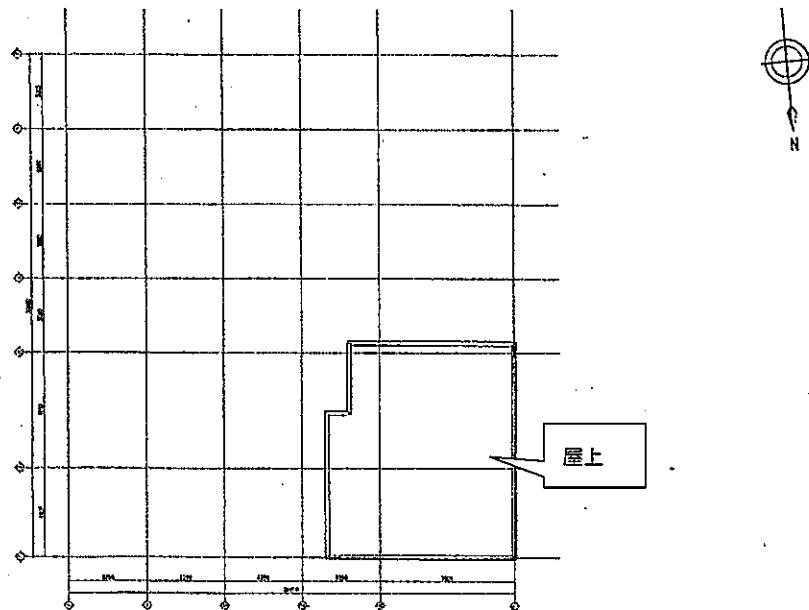




滑石保育園 3階平面図



滑石保育園屋上



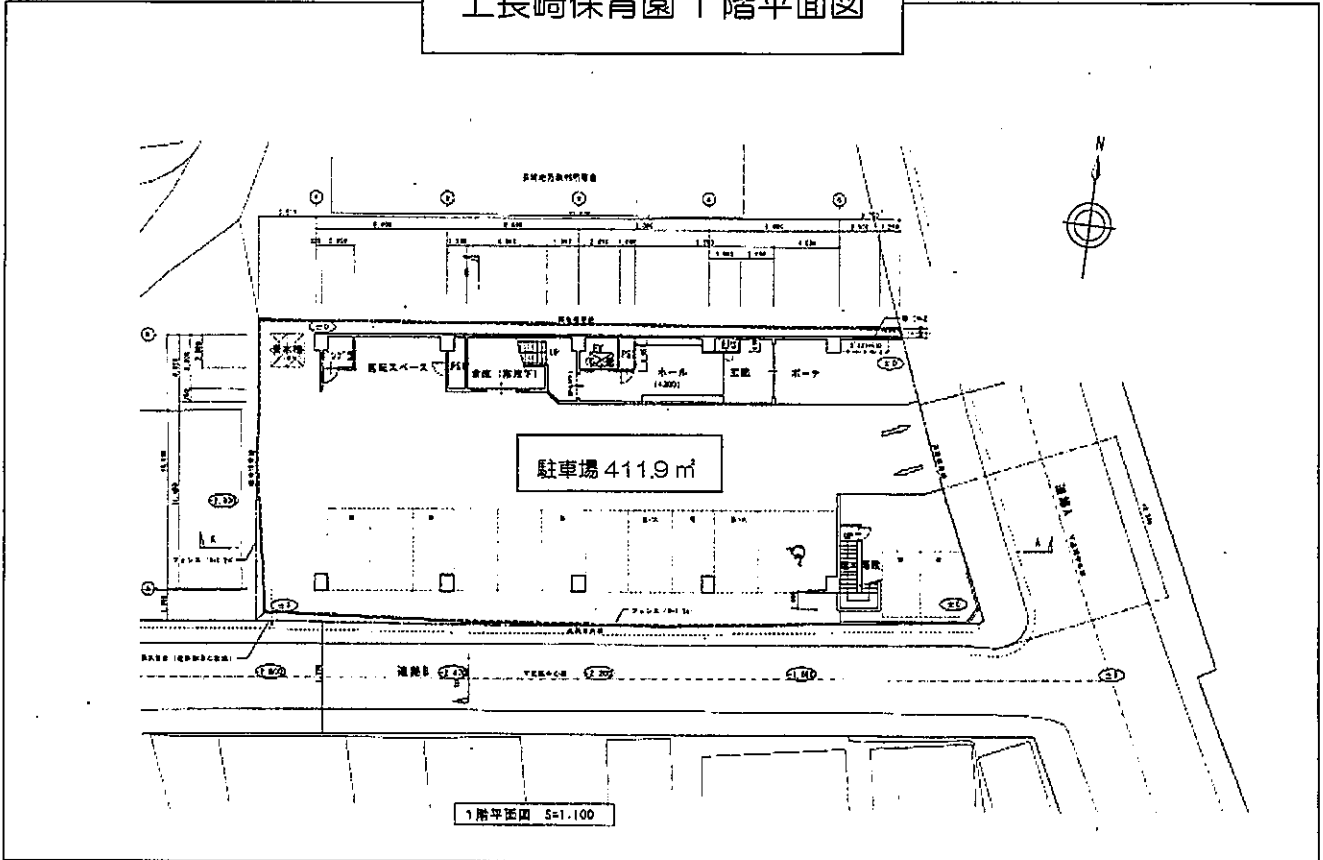


# 上長崎保育園整備前後の位置図

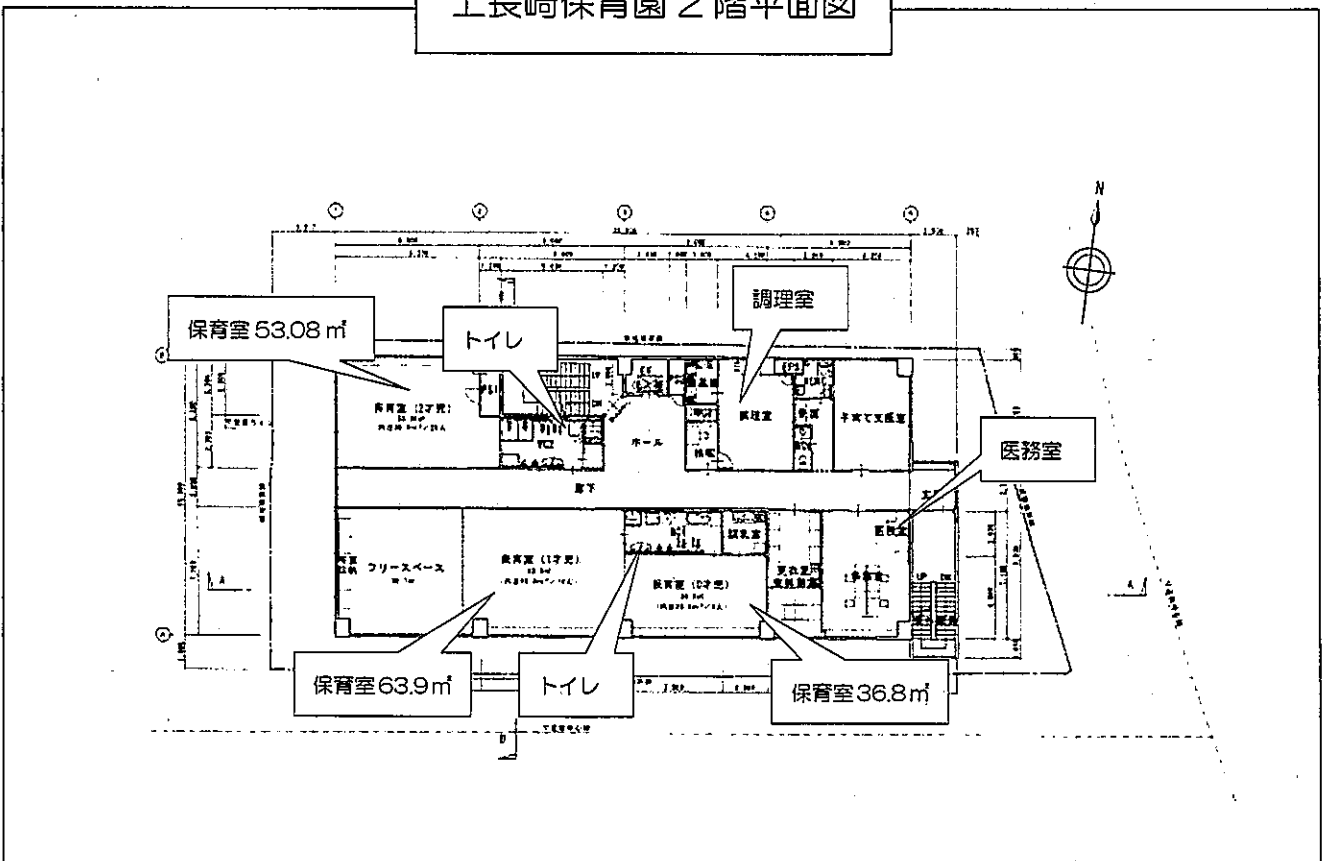




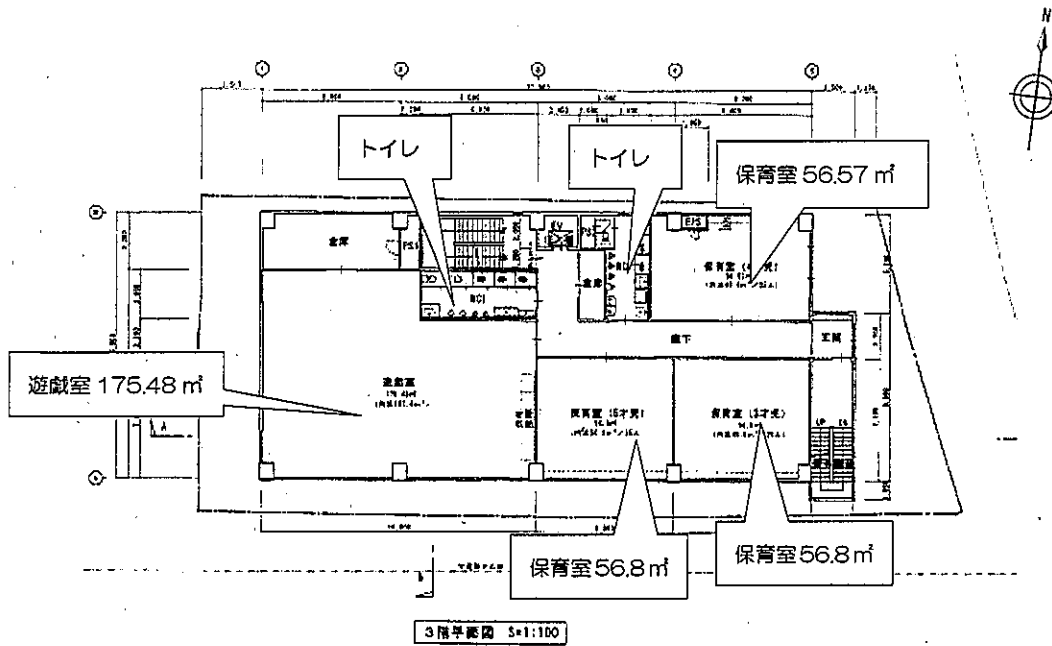
上長崎保育園 1階平面図



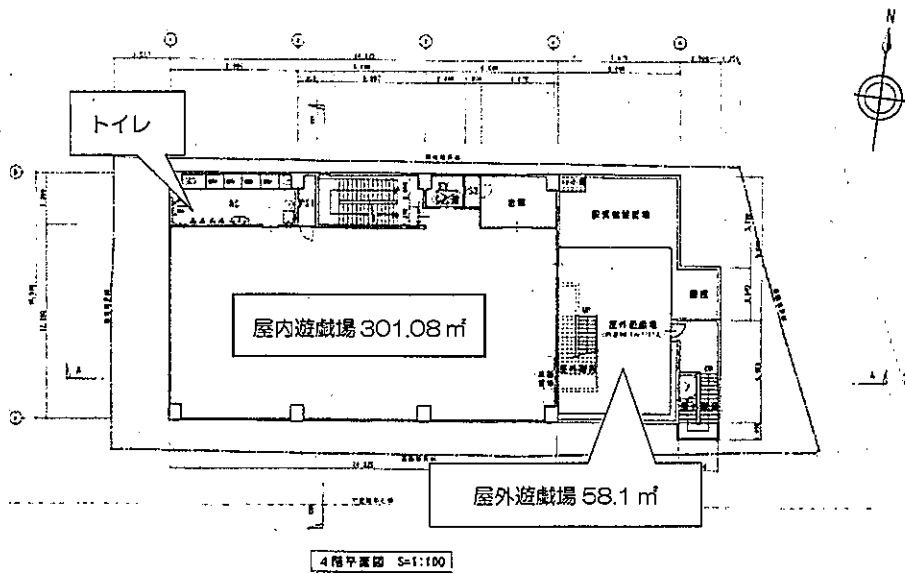
上長崎保育園 2階平面図



上長崎保育園 3階平面図

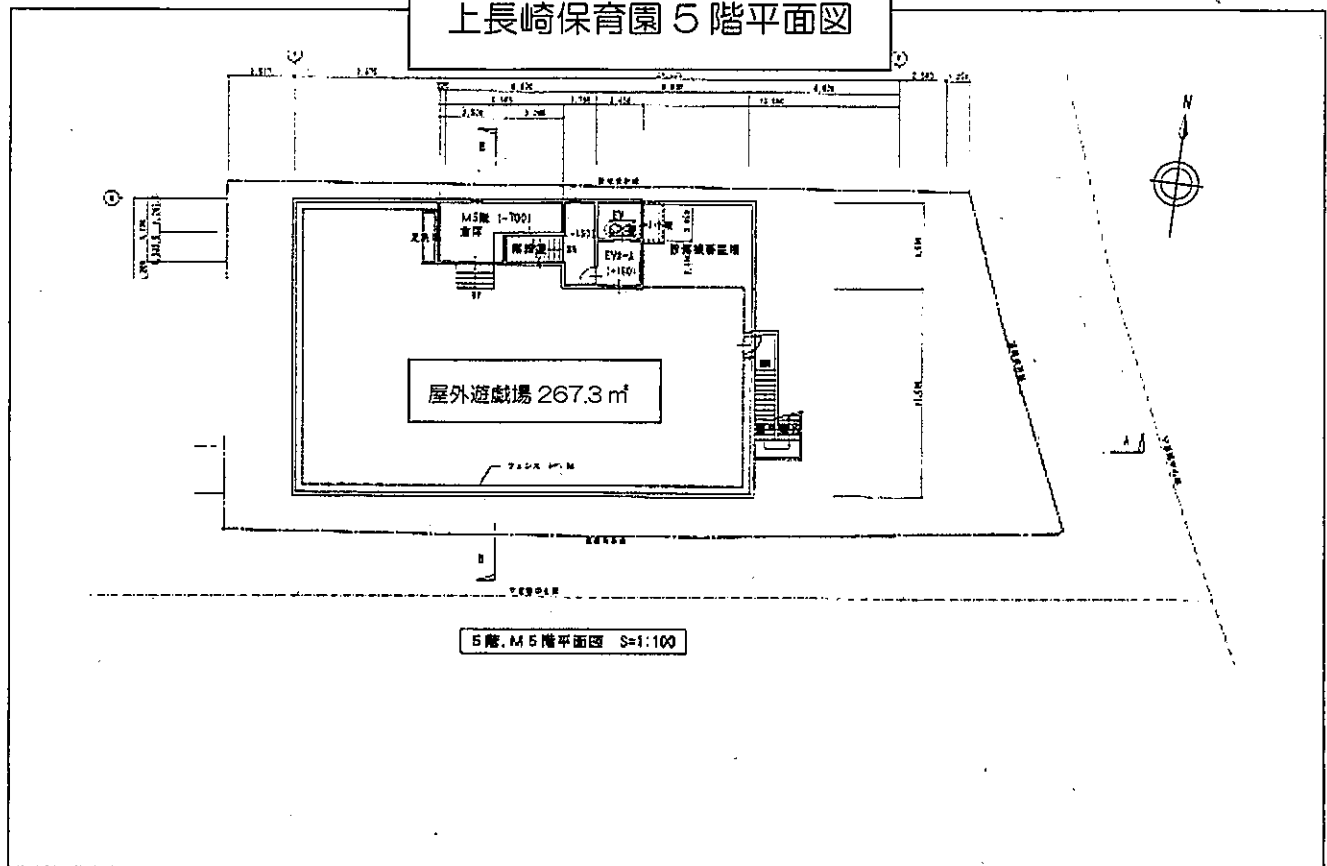


上長崎保育園 4階平面図





# 上長崎保育園 5階平面図



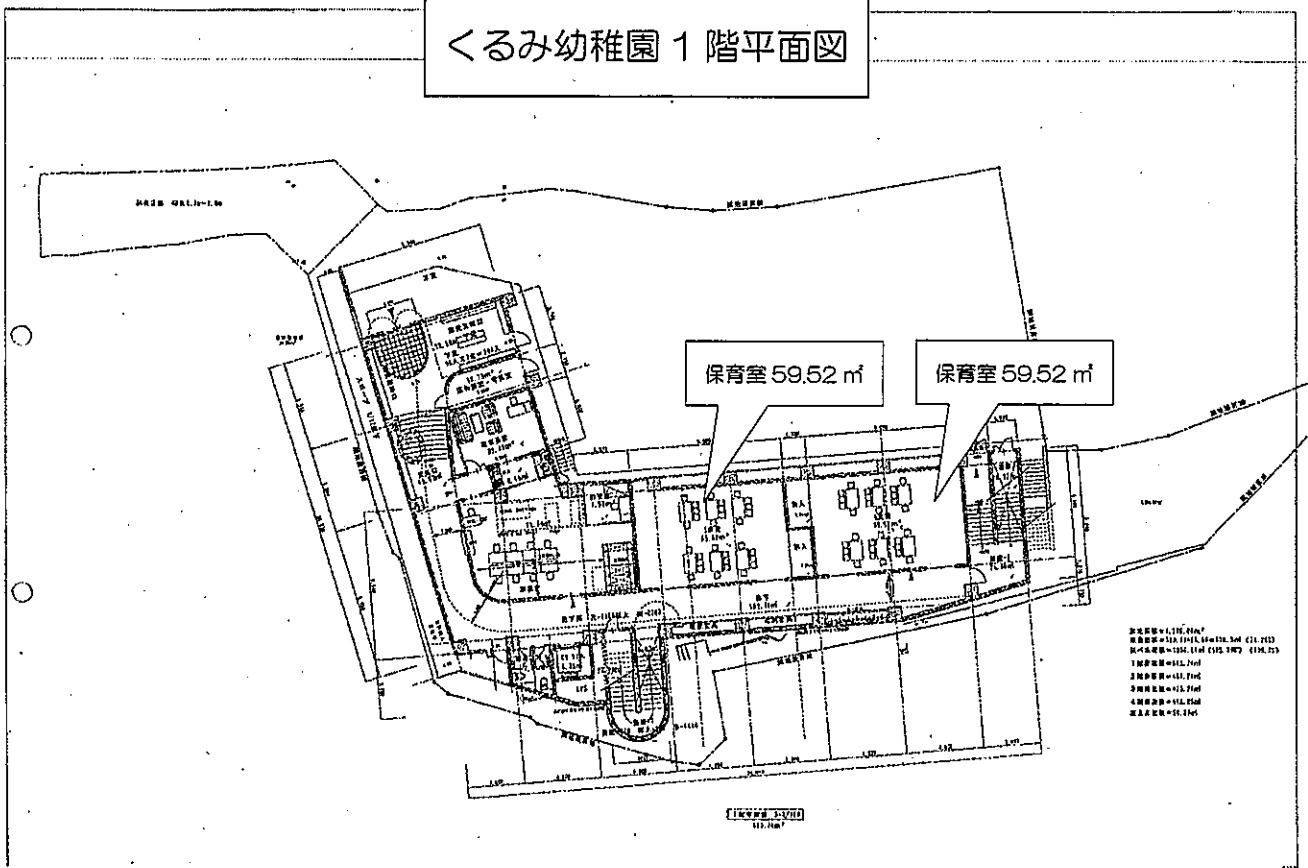


# くるみ幼稚園位置図

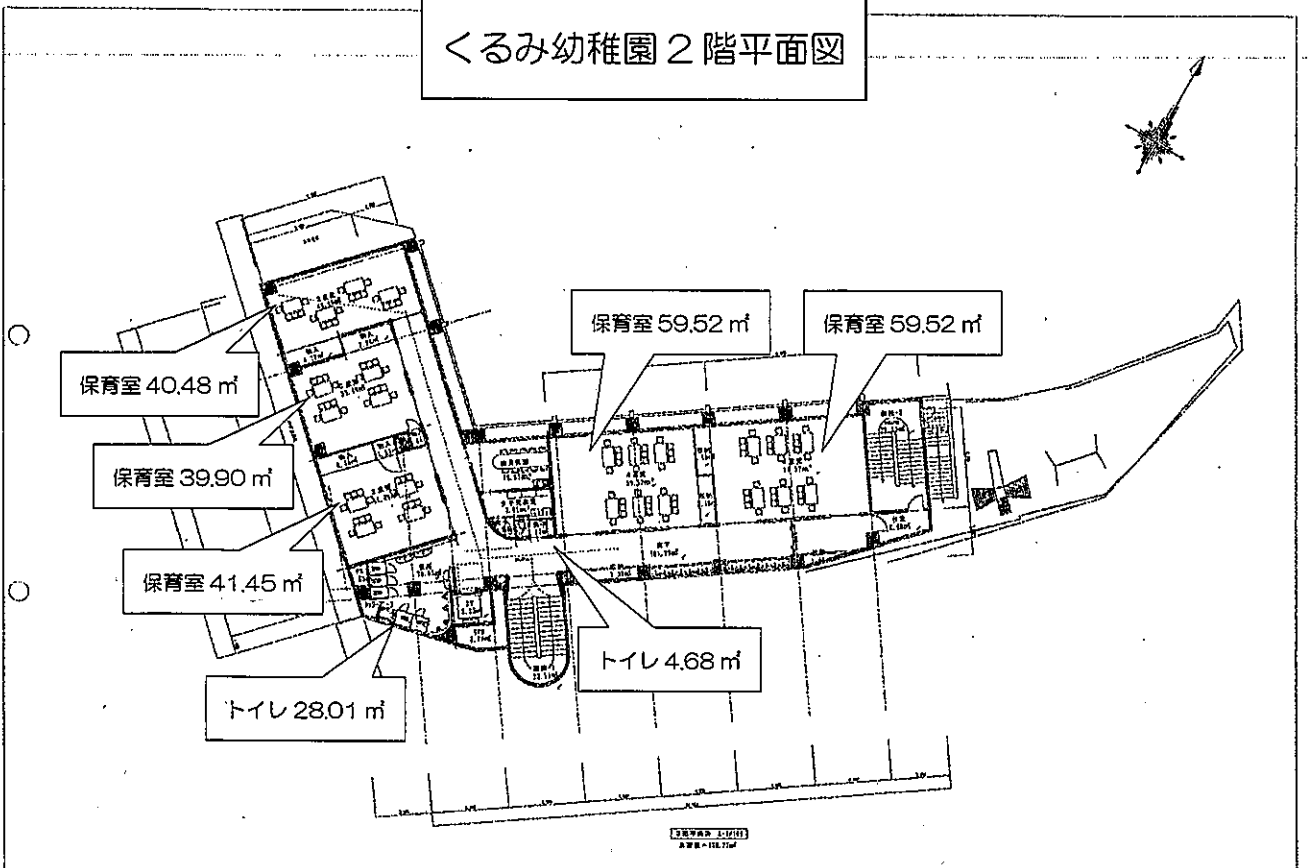




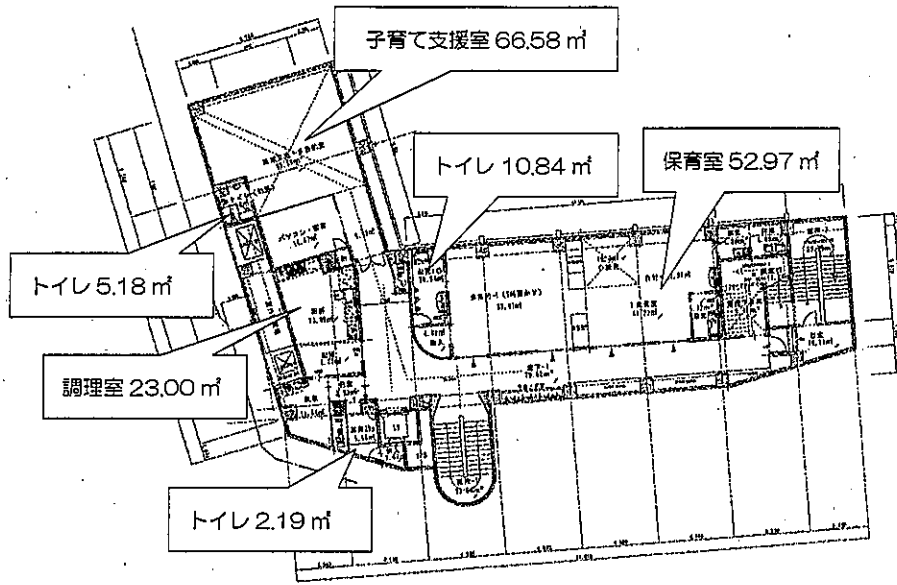
くるみ幼稚園 1階平面図



くるみ幼稚園 2階平面図

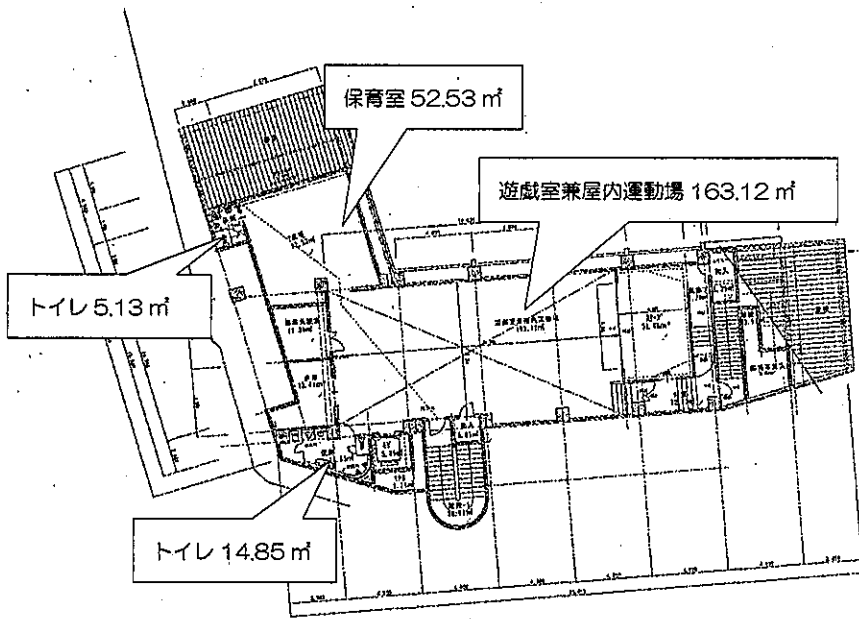


### くるみ幼稚園 3階平面図



1/1000

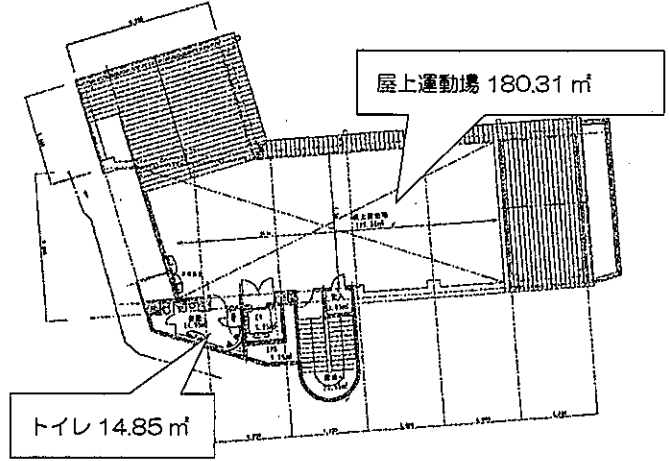
### くるみ幼稚園 4階平面図



1/1000



くるみ幼稚園屋上平面図



1/100  
2000-11-10

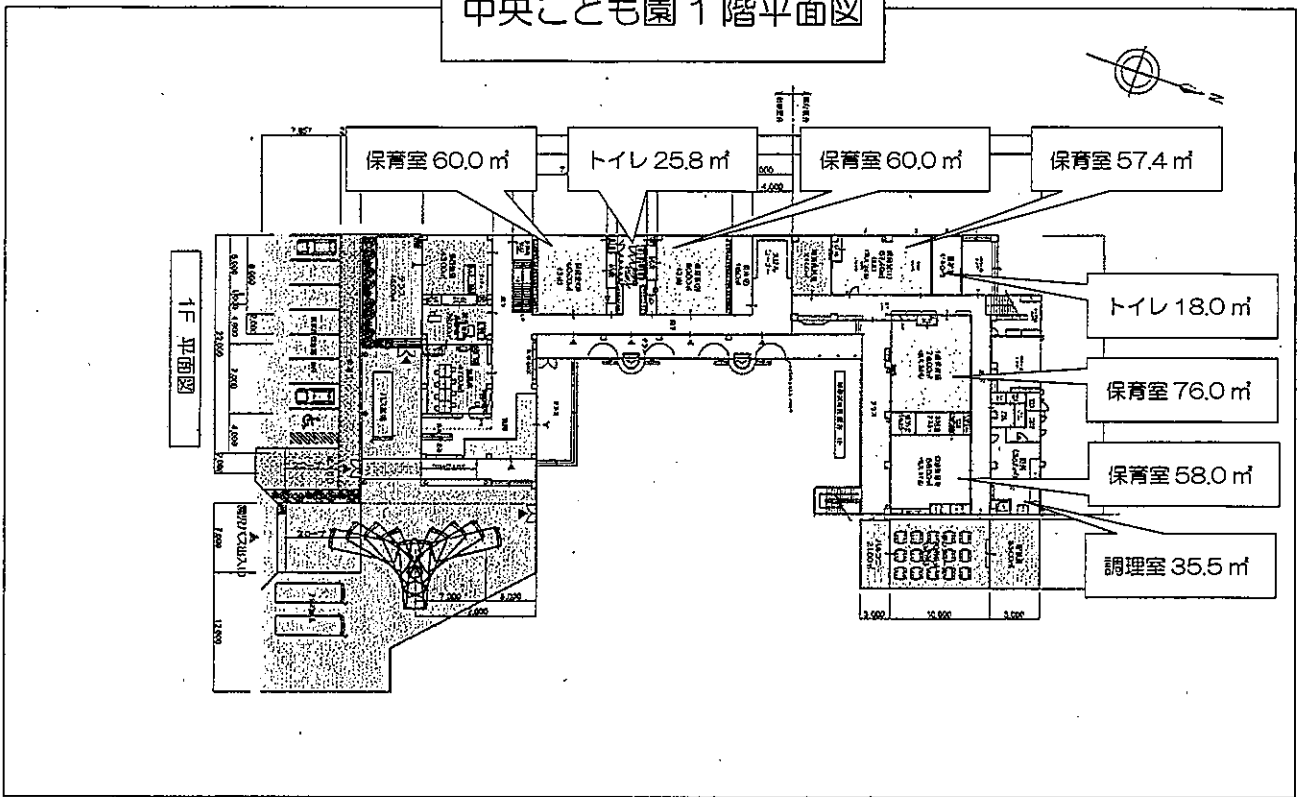


# 中央こども園位置図

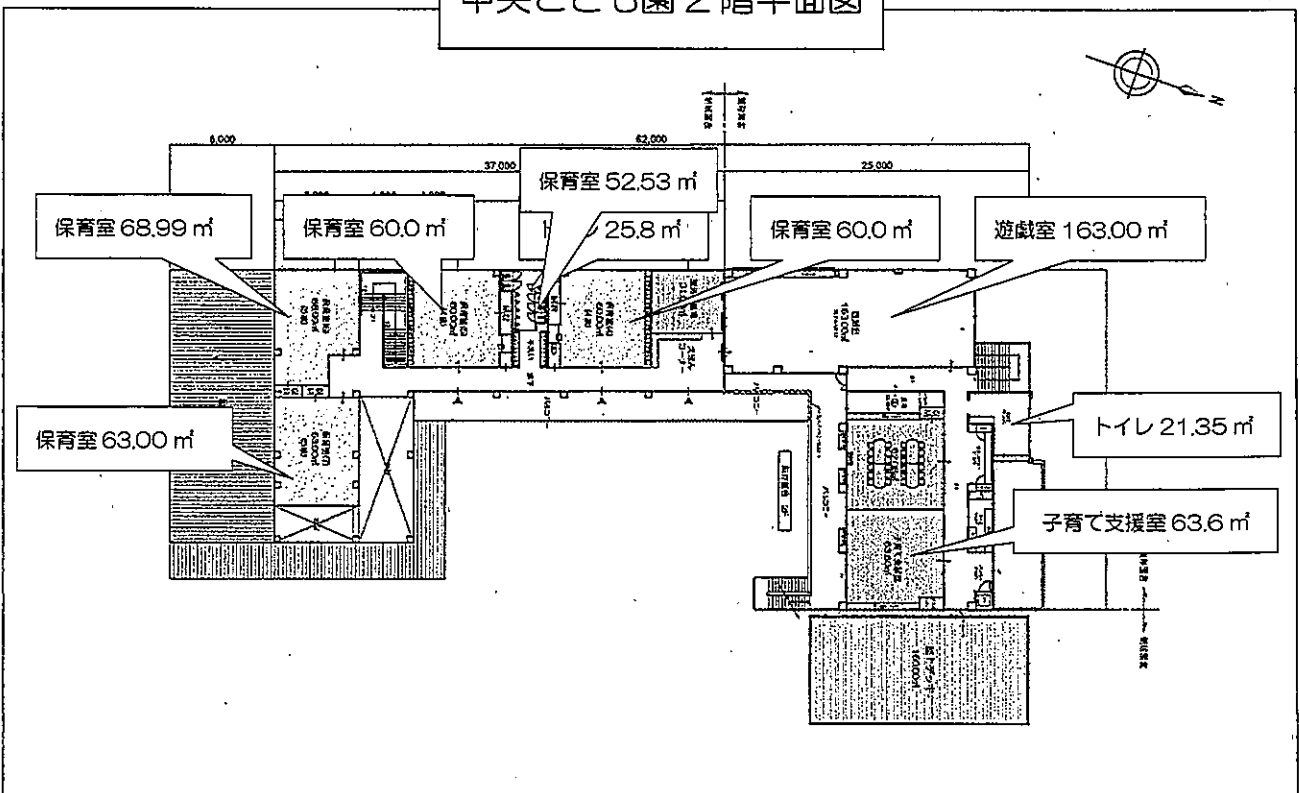




中央こども園 1階平面図

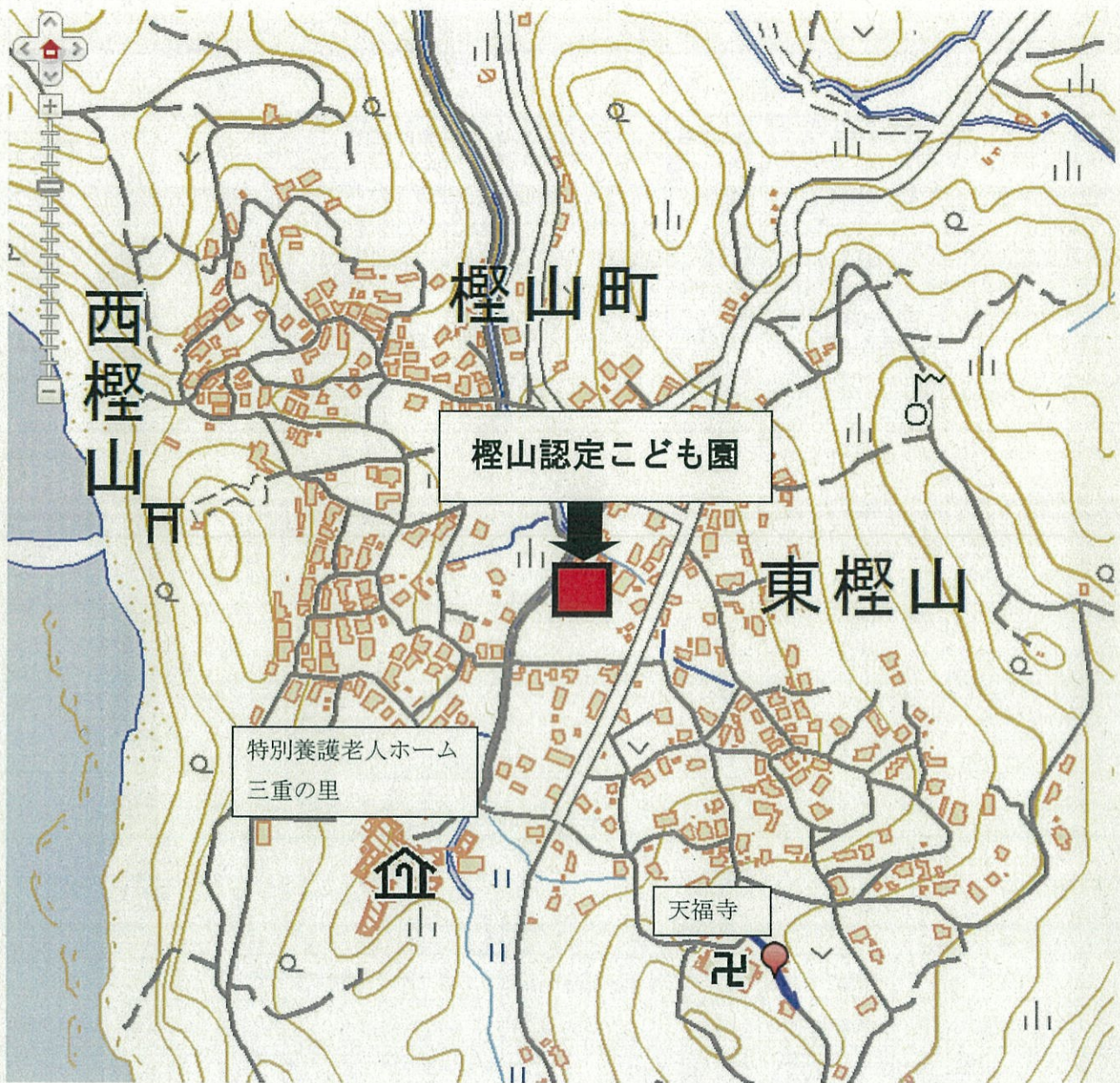


中央こども園 2階平面図



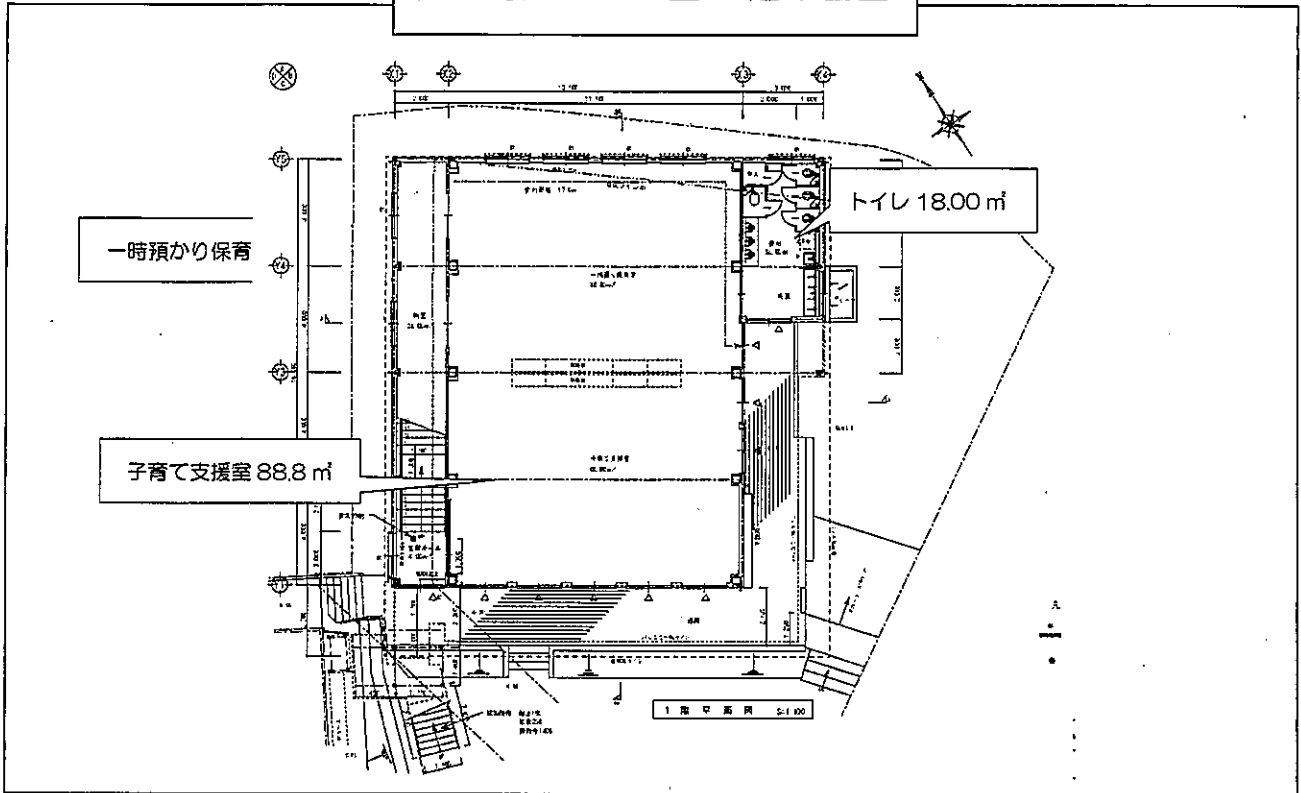


# 檜山認定こども園位置図

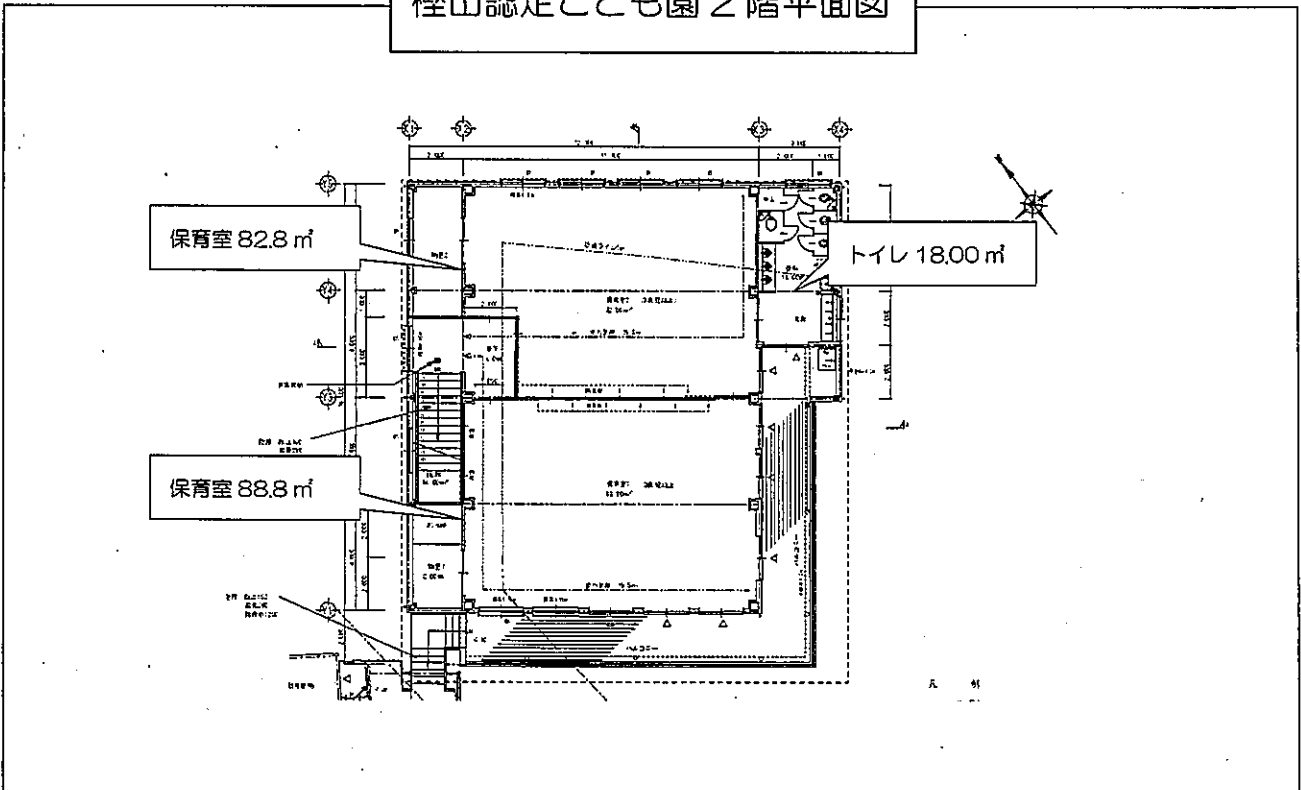




榊山認定こども園 1階平面図



榊山認定こども園 2階平面図



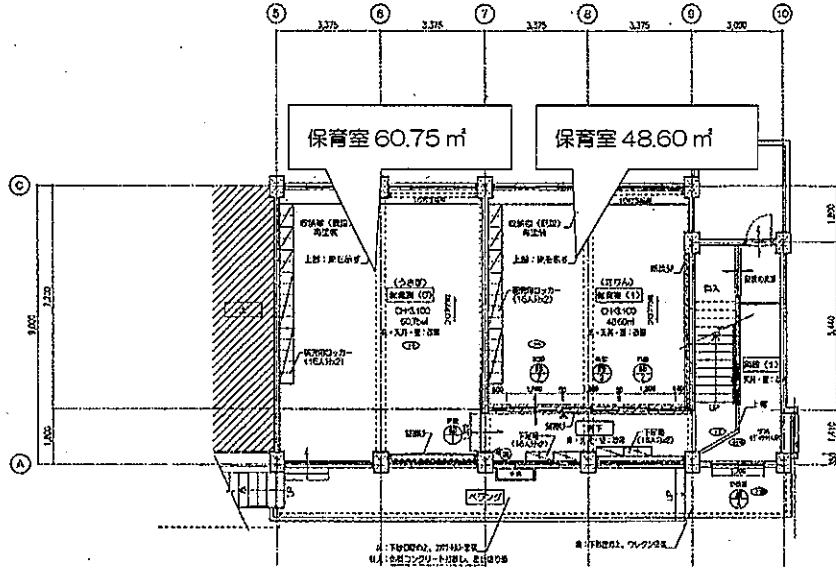


# ひかり幼稚園位置図

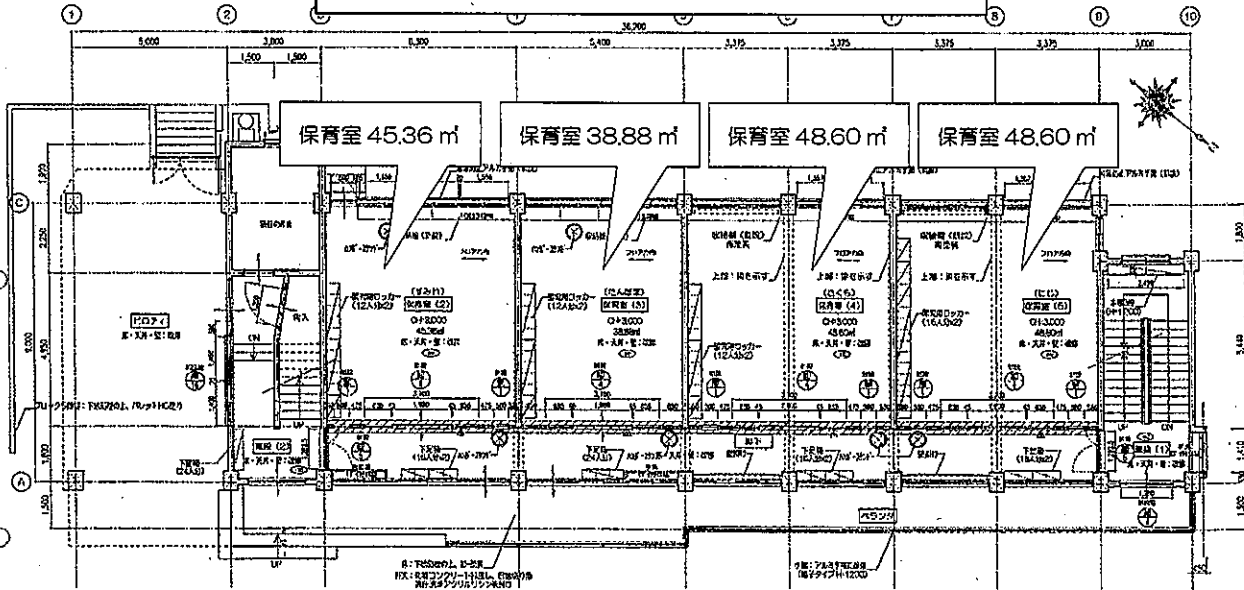




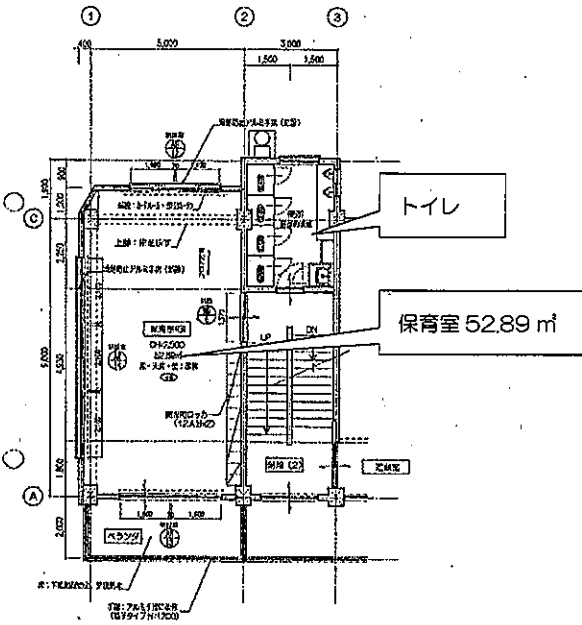
# ひかり幼稚園地下1階平面図



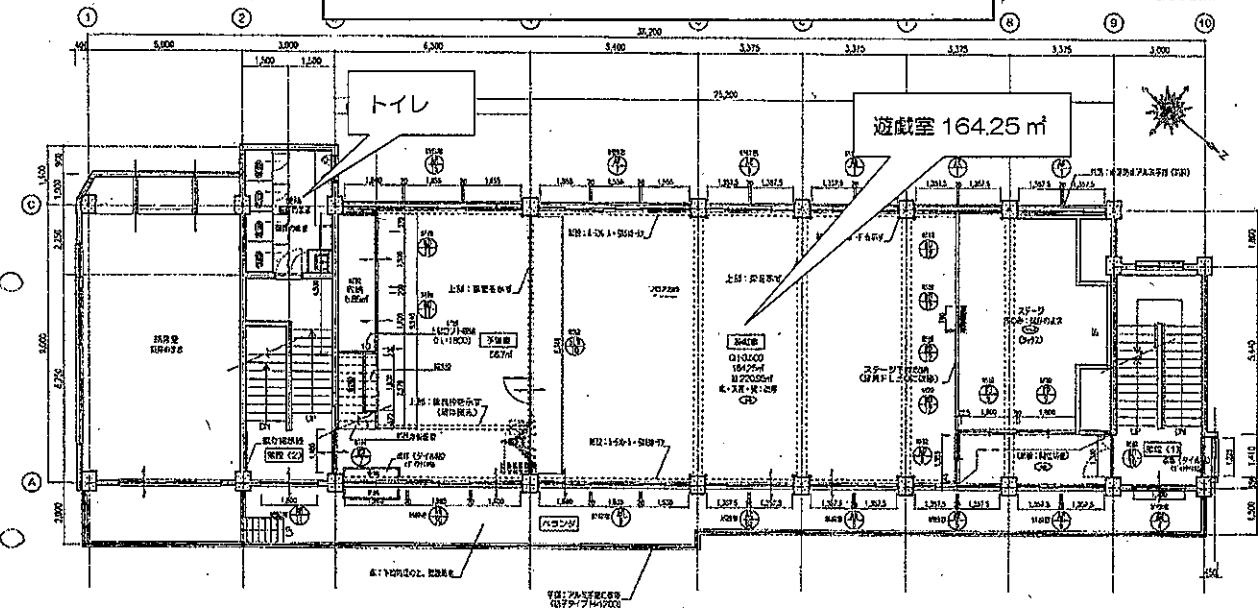
# ひかり幼稚園1階平面図



# ひかり幼稚園 M1 階平面図



# ひかり幼稚園 2 階平面図





平成30年度当初予算における就学前児童施設別体系図

平成29年度

平成30年度

●私立幼稚園（施設型給付を受けない）  
〔22か所〕

●私立幼稚園（施設型給付を受けない）  
〔20か所〕

施設型給付

施設型給付

◎認定こども園 <<0~5歳>>

◎認定こども園 <<0~5歳>>

●私立〔27か所〕

●私立〔36か所〕

幼稚園型

幼保連携型

保育所型

幼稚園型

幼保連携型

保育所型

1号認定

2・3号認定

1号認定

2・3号認定

●公立〔1か所〕（長崎幼稚園）

●公立〔1か所〕（長崎幼稚園）

幼稚園型

幼保連携型

保育所型

幼稚園型

幼保連携型

保育所型

1号認定

2・3号認定

1号認定

2・3号認定

市立認定こども園運営費

市立認定こども園運営費

◎幼稚園 <<3~5歳>>

◎幼稚園 <<3~5歳>>

●私立〔3か所〕

●私立〔4か所〕

1号認定

1号認定

●公立〔1か所〕（高島幼稚園）

●公立〔1か所〕（高島幼稚園）

1号認定

1号認定

市立幼稚園運営費（運営費、管理費等）

市立幼稚園運営費（運営費、管理費等）

◎保育所 <<0~5歳>>

◎保育所 <<0~5歳>>

●私立〔88か所〕

●私立〔82か所〕

2・3号認定

2・3号認定

●公立〔8か所〕

●公立〔5か所〕

2・3号認定

2・3号認定

市立保育所運営費

市立保育所運営費

※1号認定(子ども) … 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの  
 2号認定(子ども) … 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの  
 3号認定(子ども) … 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

●認可外保育施設〔補助対象9か所〕

●認可外保育施設〔補助対象8か所〕

地域型保育給付

地域型保育給付

●小規模保育 <<定員6~19人>>〔1か所〕

●小規模保育 <<定員6~19人>>〔1か所〕



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
172～ 173	3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	1-1	民間保育所等施設型給付費 (保育所)	千円 8,684,974
				1-2	民間保育所等施設型給付費 (認定こども園)	千円 4,299,821
				1-3	民間保育所等施設型給付費 (幼稚園)	千円 194,569

## 1 概 要

施設型給付は、子ども・子育て支援新制度において、子どものための教育・保育給付として創設され、市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認をした教育・保育施設(保育所・認定こども園・幼稚園)における、支給認定子どもの特定教育・保育に要した費用として支給している。

また、平成30年度において、国が定める1号認定子ども(教育利用)について年収約360万円未満相当世帯の保護者負担を軽減する案が示されたことに伴い、長崎市においても平成30年4月分の保育料から減額を行い、保護者負担を軽減する。

なお、市立の認定こども園及び幼稚園は保育料の歳入減となるが、民間の認定こども園及び幼稚園は、施設が直接保育料を徴収するため、1号認定子どもの保育料の減額分を施設型給付費として施設に支給する。

### (1) 支給認定子どもについて

- 1号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がない子ども
- 2号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がある子ども
- 3号認定子ども…満3歳未満の小学校就学前で保育の必要性がある子ども

### (2) 公定価格について

公定価格とは、国が定める教育・保育等に係る費用の基準単価である。基準単価や各種加算に入所児童数等に乗じて施設型給付費として支給する。

## 2 事業内容

### (1) 対象施設数、児童数(毎月初日在籍延べ児童数)及び支出額

施設区分	箇所数	児童数(人)	支出額(千円)
保育所	82	84,380	8,684,974
認定こども園	36	59,438	4,299,821
幼稚園	4	3,406	194,569



(2) (1)のうち、国の保育料改正に伴う影響

ア 軽減内容

1号認定子ども 年収約 360 万円未満相当世帯の保育料について、  
月額 14,100 円→10,100 円(▲4,000 円) とする。

イ 長崎市の保育料の設定方法

市の保育料は国の上限額以下に設定しなければならないため、次のとおり見直しを行う。

(ア) 今後の国の無償化の動きと長崎市の財政負担を考慮し、最小限の見直しを行うこととし、国と同額(11,300 円及び 14,100 円を、10,100 円に減額)とする。

(イ) 年収 360 万円～470 万円未満世帯については、2号認定子どもと階層を一致させ、保護者の就労状況によって1号と2号の切替えが生じた際でも分かりやすいように配慮しているため、今回の見直しについても、長崎市独自で減額範囲を拡大する。

ウ 対象児童数(毎月初日在籍延べ児童数)及び支出額

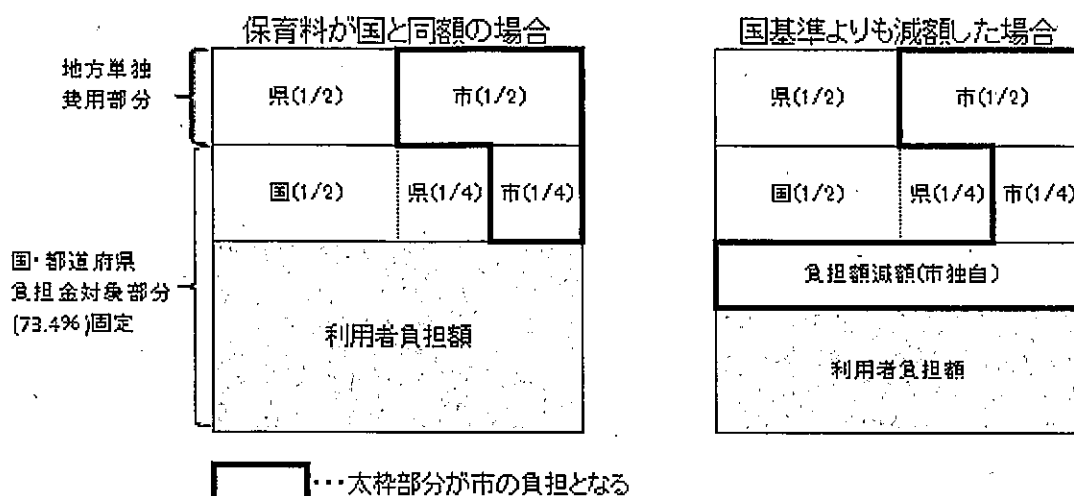
施設の種類の		児童数(人)	歳出予算増 (施設型給付費:千円)	歳入予算減 (保育料:千円)
市立	認定こども園	178	—	▲525
	幼稚園	12	—	▲14
私立	認定こども園	3,007	9,358	—
	幼稚園	593	1,838	—
計		3,790	11,196	▲539

エ 保育料軽減による歳出増及び歳入減の考え方

保育料は、下記のとおり施設区分により施設または市が徴収を行っている。

	施設が保育料を徴収する場合	市が直接保育料を徴収する場合
対応	歳出増として予算計上 →保育料収入減となる分を、給付費として市から施設に支出する。	歳入減として予算計上 →負担金、使用料、保育料の歳入減となる。
認定こども園	【私立】 3款2項2目 児童措置費 民間保育所等施設型給付費 (施設数 36 園)	【市立】 14 款1項2目 民生使用料 市立認定こども園使用料 (施設数 1 園)
幼稚園	【私立】 3款2項2目 児童措置費 民間保育所等施設型給付費 (施設数 4 園)	【市立】 14 款1項8目 教育使用料 保育料 (施設数 1 園)

オ 財源内訳のイメージ(1号認定子どもに係る分)



3 財源内訳

(1) 保育所

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他※3	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
8,684,974	3,247,076	1,623,613	-	1,471,828	2,342,457

※1 国庫負担率 国庫負担基準額(6,494,152千円)の1/2

※2 県負担率 国庫負担基準額(6,494,152千円)の1/4、長崎県市町権限移譲等交付金 75千円

※3 その他 保育料

(2) 認定こども園

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
4,299,821	1,775,707	1,064,331	-	-	1,459,783

※1 国庫負担率 国庫負担基準額①(3,551,415千円)の1/2

※2 県負担率 国庫負担基準額①(3,551,415千円)の1/4、国庫負担基準額②(352,864千円)の1/2  
長崎県市町権限移譲等交付金 46千円

(3) 幼稚園

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
194,569	63,775	62,496	-	-	68,298

※1 国庫負担率 国庫負担基準額①(127,550千円)の1/2

※2 県負担率 国庫負担基準額①(127,550千円)の1/4、国庫負担基準額②(61,214千円)の1/2  
長崎県市町権限移譲等交付金 2千円



階層区分	1号認定	2号認定	市民税所得割課税額	推定年収	国基準			階層区分	1号認定	2号認定	長崎市(案)		
					【1号認定】 (3歳以上)	【2号認定】 (3歳以上)					【1号認定】 (3歳以上)	【2号認定】 (3歳以上)	
					教育標準時間	保育標準時間	保育短時間				教育標準時間	保育標準時間	保育短時間
1	1		生活保護世帯	-	0円	0円	0円	A	A	0円	0円	0円	
2	2		非課税	260万円未満	3,000円	6,000円	6,000円	B	B	3,000円	5,000円	4,500円	
	3		非課税 (所得割非課税含む)	270万円未満		16,500円	16,300円				14,000円	12,600円	
3	3		48,600円未満	330万円未満	例①	16,100円 →14,100円 →10,100円		C	C	11,300円 →10,100円			
	4		77,100円以下	360万円未満		27,000円	26,600円			15,100円 →14,100円 →10,100円	21,000円	18,900円	
4	4		97,000円未満	470万円未満	例②	27,000円	26,600円	D1	D1	15,100円 →14,100円 →10,100円	21,000円	18,900円	
	5		169,000円未満	640万円未満		20,500円	41,500円			40,900円	D2	D2	18,600円
6	6		211,200円以下	680万円未満	25,700円	58,000円	57,100円	D3	D3	19,500円	27,000円	24,300円	
	7		301,000円未満	930万円未満		77,000円	75,800円			D4	D4	24,300円	30,000円
5	8		397,000円以上	1,130万円以上		101,000円	99,400円	D5	D5	24,800円	33,000円	29,700円	

※表中青字は、平成29年度改定分

【保育料設定の考え方】

- 1 保育料は、国基準額を上限として設定しなければならない。
- 2 今回の国の改定→1号認定子どもにおいて、年収270万円以上360万円未満世帯の保育料を14,100円→10,100円へ減額(例①)。
- 3 2により、長崎市の保育料が上限額を超えてしまう部分(C階層とD1階層の一部)については、10,100円以下に減額が必要。
- 4 長崎市の階層は、国の階層と違い、年収360万円以上470万円未満世帯において、1号と2号の階層を揃えている。これは、保護者の就労状況により1号⇔2号の切り替えがあった際に階層が分かりやすくしているもの。
- 5 国の階層に合わせて変更を行った場合、長崎市のD1階層において保育料が二分化されてしまう。(例②)
- 6 よって、長崎市はD1階層の末尾、年収470万円未満まで10,100円として減額を行うこととしたい。

## 1 国の幼児教育無償化の経緯

## (1) 閣議決定の概要

- ア 平成26年度から低所得世帯・多子世帯の負担軽減など無償化へ向けて取り組む  
 イ 幼児教育の質の向上の観点から、まず5歳児について幼児教育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続を確保する取組を着実に進める  
 ウ 少子化対策の観点からは保育所(0～2才児)も含めた複数案の試算・検討を行う

## (2) 国が平成26年度から平成29年度までに実施した利用者負担額軽減策

年度	対象世帯	1号認定子ども(教育利用)	2・3号認定子ども(保育利用)
26	多子世帯	小学校3年生までの児童から数えて 第1子 全額 第2子 半額 第3子以降 無料(所得制限なし)	就学前児童から数えて 第1子 全額 第2子 半額 第3子以降 無料(所得制限なし)
27	ひとり親等	・市民税非課税世帯(所得割非課税含む) 第1子 無料 ・市民税所得割課税額77,101円未満世帯 第1子 一般世帯の▲1,000円	・市民税非課税世帯 第1子 無料 ・市民税所得割課税額48,600円未満世帯 第1子 一般世帯の▲1,000円
28	多子世帯	・市民税所得割課税額77,101円未満世帯 年齢制限を撤廃し、年長者から数えて 第2子 半額 第3子以降 無料	・市民税所得割課税額57,700円未満世帯 年齢制限を撤廃し、年長者から数えて 第2子 半額 第3子以降 無料
	ひとり親等	1号・2号・3号共通 ・市民税所得割課税額77,101円未満世帯	第1子 半額、第2子以降 無料
29	多子世帯	・市民税非課税世帯(所得割非課税含む) 第2子以降 無料	・市民税非課税世帯 第2子以降 無料
	ひとり親等	・市民税所得割課税額77,101円未満世帯 第1子 3,000円(←7,550円)	2号認定子ども ・市民税所得割課税額48,600円未満世帯 (標準)第1子 6,000円(←7,750円) (短時間)第1子 6,000円(←7,650円) ・市民税所得割課税額77,101円未満世帯 (標準)第1子 6,000円(←13,500円) (短時間)第1子 6,000円(←13,300円) 3号認定子ども ・市民税所得割課税額48,600円未満世帯 (標準)第1子 9,000円(←9,250円) (短時間)第1子 9,000円(←9,150円) ・市民税所得割課税額77,101円未満世帯 (標準)第1子 9,000円(←15,000円) (短時間)第1子 9,000円(←14,800円)
	その他	・市民税所得割課税額77,101円未満世帯 第1子 14,100円(←16,100円)	—



2 新しい経済政策パッケージの内容(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)

幼児教育の無償化(消費税増収額に合わせてスタート)

- |  |                      |
|--|----------------------|
| (1) 0～2歳児→住民税非課税世帯(年収約 270 万円未満)       | } 平成 32 年度から<br>全面実施 |
| (2) 3～5歳児→認可施設利用世帯(所得制限なし)             |                      |
| (3) (2)のうち、5歳児→平成 31 年度から前倒しで実施を検討     |                      |
| (4) 認可外保育施設→対象範囲などを検討し平成 30 年夏までに結論を出す |                      |

3 今後の幼児教育無償化にかかる長崎市の財政負担(概算額)

無償化実施により、利用者負担の軽減を行った分は、国・県・市が負担するため、施設型給付費の歳出増、及び保育料の歳入減が大幅に増える見込みである。

(一般財源増額分。単位:千円)

無償化項目	H31	H32	H33	H34
5歳児のみ(1・2号全階層)	261,943	—	—	—
3・4・5歳児(1・2号全階層)	—	769,045	781,024	811,444
0・1・2歳児(3号非課税のみ)	—	5,307	5,336	5,339
合計	261,943	774,352	786,360	816,783

※ 保育料歳入減、施設型給付費の増、及び就園奨励費(施設型給付を受けない幼稚園)の増を合算したもの。

※ 認可外保育施設については、含まれていない。

※ 現行の負担割合 国:県:市=2:1:1で試算。今後の財源について、国は消費税増収額を見込んでいるが、地方自治体の負担を生じさせないよう、中核市市長会から要請を行っている。(平成 30 年 1 月 19 日 指定都市市長会及び全国施行時特例市市長会との共同緊急要請)

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
174～ 175	3 民生費	2 児童福祉費	4 市立児童 福祉施設費	4-2	【単独】児童福祉施設 整備事業費 市立認定こども園	千円 33,200

### 1 概 要

認定こども園長崎幼稚園は建築から51年が経過しており、老朽化により劣化しているため、屋上防水及び外壁の改修工事を実施し、児童の安全確保及び保育環境の向上を図る。

### 2 事業内容

#### (1) 認定こども園長崎幼稚園の施設概要

所在地	長崎市魚の町1番16号
構造	鉄筋コンクリート造2階建
延べ床面積	758㎡
建築年月日	昭和41年9月1日
現況	老朽化により外壁タイル張りの浮き、屋上排水溝等の劣化及び損傷等があり、建築課が行う定期点検(建築基準法第12条点検)において要是正の指摘がなされている。

#### (2) 改修内容

- ア 屋上防水工事 12,100千円  
改修面積 670㎡、工期 約3か月
- イ 外壁改修工事 21,100千円  
改修面積 1,040㎡、工期 約4か月

#### (3) これまでの主な改修工事状況

- 平成21年度 耐震補強工事 34,857,900円  
平成28年度 内部改修工事 22,874,400円

(認定こども園移行のための調理室、0・1歳児室、もく浴室ほかを整備したもの)

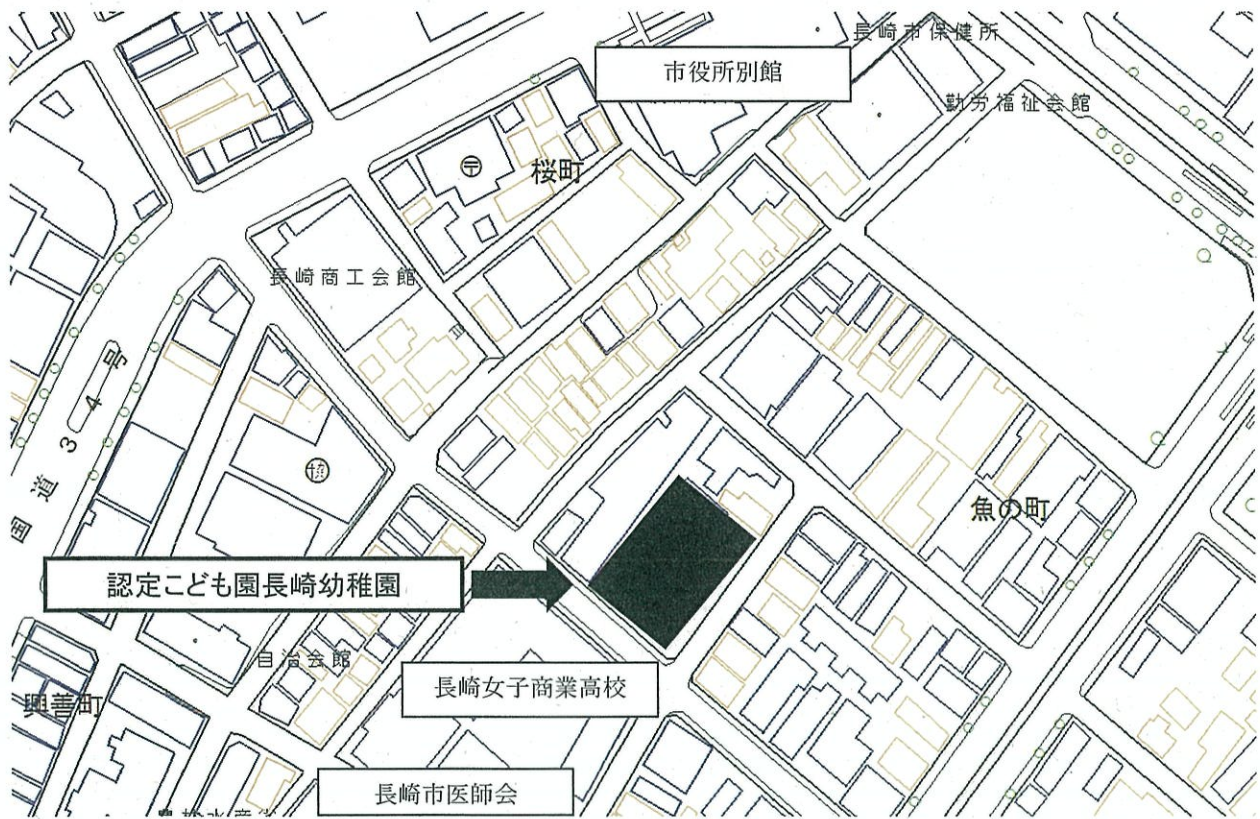
### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
千円 33,200	千円 —	千円 —	千円 26,500	千円 —	千円 6,700

※ 起債充当率 社会福祉施設整備事業債 80%



【位置図】



【屋上写真】



【外壁写真】



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
168～ 173	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	9-1	児童手当事務費 〔子育て支援課所 管分〕 (うち電子申請サ ービス環境整備に 要する経費)	千円 18,975 〔18,975〕 (356)
				9-3	児童福祉総務費事 務費 〔幼児課所管分〕	千円 19,164 〔16,391〕 (356)
186～ 189	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生 総務費	11-1	保健衛生総務費事 務費 〔こども健康課所 管分〕	千円 9,735 〔1,716〕 (356)

## 1 概 要

国が運営するマイナポータルを通じて、オンラインで子育てに関する行政手続き等を行うことができる全国共通の仕組み（子育てワンストップサービス）が構築され、平成29年11月13日から本格運用が開始されている。

長崎市においても、この仕組みを利用し、市民の利便性の向上を図るため、「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」の4つの制度に関する一部の手続きについて、電子申請ができる環境を整備するもの。

## 2 事業内容

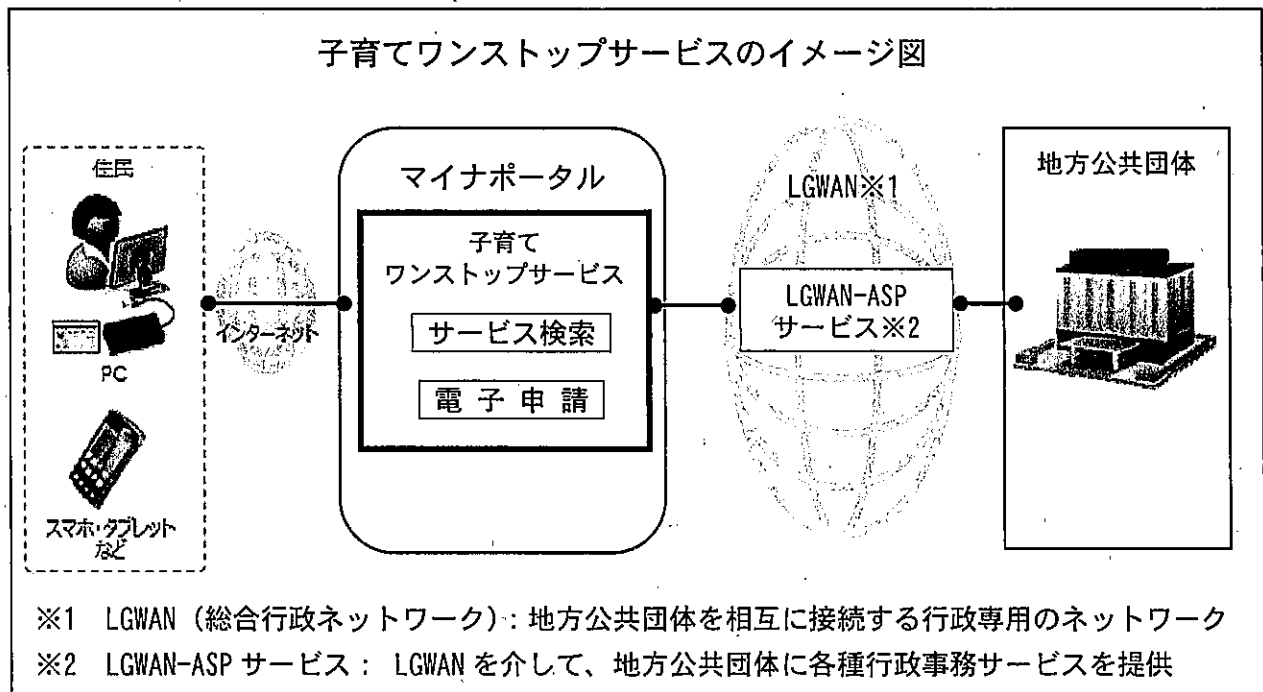
### (1) マイナポータル

国が運営するオンラインサービスで、次のサービスが順次提供されている。

サービス	内容
情報提供等記録表示	情報提供ネットワークシステムを通じた住民の情報のやりとりの記録を確認できる。
自己情報表示	行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認できる。
お知らせ	行政機関などから個人に合ったお知らせを確認できる。
子育てワンストップサービス	子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる。
公金決済サービス	マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキングやクレジットカードでの公金決済ができる。



## (2) 子育てワンストップサービス



子育てワンストップサービスには、「サービス検索」、「電子申請」機能があり、サービス検索機能については、すでに長崎市の情報も検索できるようになっている。

電子申請については、市民が電子申請したデータを自治体において受け取る仕組みが必要となるが、マイナポータルと地方公共団体間の通信は、LGWAN を経由して行われる。

この通信サービスを事業者が LGWAN-ASP サービスとして提供している。

電子申請の導入方法としては、既存の業務システムを改修し、申請データを直接取り込む方法もあるが、今回は、LGWAN-ASP サービスを利用して、市民が電子申請をできる環境を整備しようとするもの。

### (3) 電子申請を利用するために必要なもの

- ・マイナンバーカード (利用者証明用電子証明書を搭載したもの)
- ・インターネットができるパソコン及びカードリーダー  
(又はマイナンバーカードに対応したスマートフォン、タブレット)

### (4) 事業費 1,068 千円 ※子育て支援課・幼児課・こども健康課の3課で等分

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| ・役務費 (通信に係る回線使用料)   | 636 千円 |
| ・委託料 (初期設定に係る業務委託料) | 432 千円 |

(5) 電子申請を行うことができる手続き

分野	手続き名称
児童手当	①児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求 ②児童手当等の額の改定の請求及び届出 ③氏名変更/住所変更等の届出 ④受給事由消滅の届出 ⑤未支払の児童手当等の請求 ⑥児童手当等に係る寄附の申出 ⑦児童手当等に係る寄附変更等の申出 ⑧受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 ⑨受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 ⑩児童手当等の現況届
保育	⑪支給認定の申請 ⑫保育施設等の利用申込 ⑬保育施設等の現況届
母子保健	⑭妊娠の届出
ひとり親支援	⑮児童扶養手当の現況届（事前送信）

3 スケジュール案

	4月	5月	6月	7月	8月
入札・業者決定	●	●			
通信環境設定			●	●	
サービス開始					●

4 財源内訳

事業名	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
児童手当事務費	18,975 (356)	— (—)	— (—)	— (—)	7 (—)	18,968 (356)
児童福祉総務費 事務費	16,391 (356)	— (—)	— (—)	— (—)	1,006 (—)	15,385 (356)
保健衛生総務費 事務費	1,716 (356)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1,716 (356)



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
190～191	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	1-1	妊産婦健康診査費	千円 337,014

## 1 概 要

妊婦の妊娠期の異常を早期発見し、適切な治療につないで安全な出産を迎えられるよう、健診費用を公費負担して妊婦一般健康診査を実施している。

さらに、平成29年9月からは、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を開始しており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援につなげている。

## 2 事業内容

### (1)産婦健康診査 31,278千円

ア 健診回数 2回 概ね産後2週間及び産後1か月

イ 公費負担額 1回あたり 5,000円

ウ 健診内容

- ・問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴等)
- ・診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等)
- ・体重、血圧測定
- ・尿検査(蛋白・糖)
- ・エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)※

※ 産後うつ病のスクリーニングを目的として開発された10項目で構成される自己記入式質問票

エ 実施方法

- ・長崎県内の産科医療機関等に委託して実施する。
- ・県外の産科医療機関等で健診を実施した場合は直接助成する。

### (2)妊婦一般健康診査 300,928千円

ア 健診回数 14回

イ 公費負担額 1回あたり 5,000～15,000円 (14回の合計 100,000円)

ウ 健診内容 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査等  
(健診時期に応じて、血液検査、超音波検査等を実施する。)

エ 実施方法

- ・長崎県内の産科医療機関等に委託して実施する。
- ・県外の産科医療機関等で健診を実施した場合は直接助成する。

(3)その他 4,808千円

ア 妊産婦歯科健康診査 4,674千円

妊産婦の歯科健診を歯科医療機関に委託して実施する。

(妊婦1回・産婦1回の計2回)

イ 離島地域安心出産支援事業 134千円

分娩医療機関がない離島地域(高島・池島)に居住する妊婦を対象として、健康診査受診時及び出産時の交通費等の一部を助成する。

### 3 事業費内訳

(1)委託料(健康診査委託料等) 331,545千円

ア 産婦健康診査 29,992千円

イ 妊婦一般健康診査 297,185千円

ウ その他(妊産婦歯科健康診査) 4,368千円

(2)扶助費(直接助成) 4,771千円

ア 産婦健康診査 1,200千円

イ 妊婦一般健康診査 3,437千円

ウ その他(離島地域安心出産支援事業) 134千円

(3)その他経費(賃金、郵送料等) 698千円

### 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
337,014	15,500	—	—	1	321,513

※1 国庫補助率 産婦健康診査委託料・扶助費の1/2

※2 保険料個人負担金



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
190～191	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	2-4	産前産後支援事業費	千円 3,313

## 1 概 要

妊娠・出産前後の期間は、母親の身体的・精神的変化が著しく不調をきたしやすい時期であることから、助産師による妊産婦相談支援や、出産後の心身の不調や育児不安のために支援が必要となった産婦及び乳児に対し、産科医療機関等においてショートステイやデイケアによる心身のケアや育児の支援を行っている。

ショートステイについては、利用実績が見込みを下回っていること、また平成29年9月から産後2週間及び1か月の産婦健康診査を実施していることから、ショートステイの利用期間の延長をする見直しを行い、支援が必要となった産婦が利用できる環境を整える。

## 2 事業内容

### (1) 相談支援 1,134千円

妊娠・出産期の電話や訪問による保健指導と支援プラン作成、母子保健事業や産後ケアへの連携を行う。

ア 対象者 妊娠期から出産後3か月までの妊産婦

イ 実施方法 長崎県助産師会へ委託により実施

ウ 委託料 電話1件 1,200円、訪問1件 4,000円（利用者負担なし）

### (2) 産後ケア 2,179千円

出産後に心身の不調や強い育児不安等がある産婦及び乳児（入院による治療を要する者を除く）に対して、市内及び近隣の産科医療機関、助産院等に委託して、出産による退院後の心身のケアや育児の指導等を行う。

ア 宿泊型(ショートステイ)

(ア) 利用期間 出産後2か月まで（「退院後7日以内」から延長）

(イ) 利用回数 2泊3日まで 1回

(ウ) 利用料等

利用形態		利用料	利用者負担額 (食費含まず)
母子	1泊目	19,980円	4,000円
	2泊目	14,850円	3,000円
母のみ	1泊目	15,660円	3,100円
	2泊目	12,690円	2,500円

※生活保護・市県民税非課税世帯は利用者負担なし(食費は別途負担が必要)

## イ 滞在型(デイケア)

(ア)利用期間 出産後3か月まで

(イ)利用回数 2回

(ウ)利用料等

利用形態		利用料	利用者負担額
母子	4時間以内	6,480 円	1,300 円

※生活保護・市県民税非課税世帯は利用者負担なし

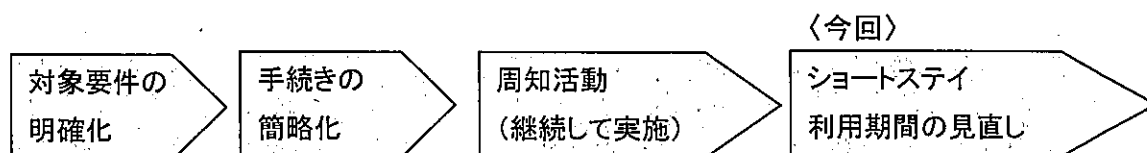
## 3 産後ケアの見直しの経過

### (1) 産後ケアの利用実績等

[単位:件(延べ件数)]

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度
	予算	実績	予算	実績(12月末)	予算
ショートステイ	192	6	120	5	48
デイケア	600	37	240	89	240

### (2) これまでの産後ケアの見直しの要点



### (3) 利用期間の見直しの理由

- ア 平成29年9月から産婦健診が始まり、産後2週間及び1か月健診で支援が必要となった際に、ショートステイが利用できない。
- イ 4か月児健診の保護者等へのアンケートを実施した結果、育児を行ううえで大変だった時期は「産後2週間～1か月頃」が最も多かった。国の研究報告でも産後うつのはりすくは、産後2週間がピークと言われている。
- ウ 委託医療機関等への聞き取りにおいて、退院直後の利用だけでなく、一度退院し自宅に戻ってからうまくいかず不安定になる人もいるため、利用できないケースがあることから、ショートステイの利用期間が短いとの意見があった。

## 4 事業費内訳

(1)委託料	3,070千円
ア 相談支援	1,104千円
イ 産後ケア	1,966千円
(2)その他経費(消耗品・郵送料等)	243千円



## 5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,313	1,467	378	—	—	1,468

※1 国庫補助率 産後ケア(2,179千円)の1/2、相談支援(1,134千円)の1/3

※2 県補助率 相談支援(1,134千円)の1/3

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
294～ 295	10 教育費	5 幼稚園費	2 教育振興費	1-1	私立幼稚園 就園奨励費補助金	千円 291,089

## 1 概 要

私立幼稚園が園児の入園料・保育料を世帯の所得状況に応じて減免する場合、減免相当額を私立幼稚園に補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、幼稚園への就園を奨励する。

## 2 事業内容

- (1) 根拠法令等 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(国)  
長崎市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(市)
- (2) 対象児童 新制度に移行していない幼稚園に在籍している長崎市在住の園児
- (3) 対象経費 入園料及び保育料
- (4) 補助単価表 (H30 年度予定) (単位:円)

階層区分		補助限度額【年額】		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	308,000		
2	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	272,000	308,000	308,000
	ひとり親世帯等の場合	308,000		
3	市民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	(H29)139,200 → <u>187,200</u> (4,000×12月)※	(H29)223,000 → <u>247,000</u> (2,000×12月)※	308,000
	ひとり親世帯等の場合	272,000	308,000	
4	市民税所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	62,200	185,000	308,000
5	市民税所得割課税額が 211,201 円以上の世帯	対象外	154,000	308,000

※ 1号認定子どもに係る国の保育料軽減相当(月額 14,100 円→10,100 円(▲4,000 円))。第2子はその半額。

### (5) 平成 30 年度補助の変更内容

ア 国の制度改正によるもの(補助単価の一部増額:上表の下線部)

(ア)第3区分(市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯)の保護者負担軽減の拡充

【参考】市独自の取組みによるもの(平成 29 年9月分から)

子育てしやすい環境づくりの一環として、多子世帯の負担軽減を図るため、市独自に多子計算(第0子)に係る年齢制限撤廃の範囲を拡大する。

(国)第4・第5区分の世帯:小学校3年生までの児童を上から数える

第3区分までの世帯:年齢制限を設けず年長の者から数える

(市)前記からさらに、第4区分(所得割課税額 77,101 円～211,200 円の世帯)のうち、97,000 円未満の世帯まで年齢制限撤廃の範囲を広げる。



## (6) 前年度予算との比較

(単位:人、千円)

階層区分		H30 当初予算額①		H29 当初予算額②		③増減(① - ②)	
		対象者	補助額	対象者	補助額	対象者	補助額
1	生活保護世帯	6	1,725	6	1,725	-	-
2	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	149	41,725	164	46,151	▲15	▲4,426
	ひとり親世帯等	40	12,196	42	12,936	▲2	▲740
3	市民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	248	53,080	295	52,704	▲47	376
	ひとり親世帯等	22	6,380	19	5,492	3	888
4	市民税所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	1,069	128,368	1,236	145,824	▲167	▲17,456
5	市民税所得割課税額が 211,201 円以上の世帯	295	47,432	336	54,208	▲41	▲6,776
合 計		1,829	290,906	2,098	319,040	▲269	▲28,134

〔予算額減の理由〕 対象者数見込みの減によるもの(参考:H29 年度決算見込 1,992 人)

## (7) 平成 30 年度の変更による影響額

(単位:人、千円)

階層区分		H30 当初予算額①		うち、国の制度改正 によるもの 2-(5)-ア		うち、市独自の取組 みによるもの 2-(5)-【参考】	
		対象者	補助額	対象者	補助額	対象者	補助額
1	生活保護世帯	6	1,725	-	-	-	-
2	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	149	41,725	-	-	-	-
	ひとり親世帯等	40	12,196	-	-	-	-
3	市民税所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	248	53,080	227	8,357	-	-
	ひとり親世帯等	22	6,380	-	-	-	-
4	市民税所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	1,069	128,368	-	-	※29	※4,573
5	市民税所得割課税額が 211,201 円以上の世帯	295	47,432	-	-	-	-
合 計		1,829	290,906	227	8,357	29	4,573

〔※〕第4区分(所得割課税額 77,101 円～211,200 円の世帯)のうち、97,000 円未満の世帯が対象

(8) その他

【市単独】園に対する事務費補助(園児1人あたり100円)もあわせて支出

100円×1,829人≒183千円

事業費合計: 290,906千円(保育料等の減免) + 183千円(事務費補助) = 291,089千円

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金〔※〕	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 291,089	千円 95,444	千円 -	千円 -	千円 -	千円 195,645

〔※〕幼稚園就園奨励費補助金(補助率1/3以内)